
参 考 资 料

【参考資料１】研究班委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
朝比奈 ミカ	千葉県中核地域生活支援センター がじゅまる	
岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	
奥田 知志	認定ＮＰＯ法人北九州ホームレス支援機構	
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授	※座長
齊木 大	株式会社日本総合研究所 総合研究部門 公共コンサルティング部 主任研究員	
高橋 修一	社団法人日本社会福祉士会 理事	
土屋 幸己	富士宮市福祉総合相談課 参事	
馬場 優子	足立区足立保健所 こころとからだの健康づくり課長	
藤川 雄一	特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会	
渡部 茂至	野田市保健福祉部社会福祉課 主任主事	

(五十音順、敬称略)

【厚生労働省】

氏 名	所 属 等	備 考
熊木 正人	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長	
佐藤 博	社会・援護局 総務課 課長補佐 生活困窮者自立支援室 地域支援対策専門官	
荒木 俊彦	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐	
金原 辰夫	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐	
添島 里美	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 企画調整専門官	
田代 善行	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 社会生活支援企画係長	

【研究班事務局】

氏 名	所 属 等	備 考
五十嵐 智嘉子	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）理事長	
切通 堅太郎	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）調査部 主任研究員	
山田 かおり	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）医療介護研究部 研究員	
黒岩 美和子	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）東京事務所 研究員	
辻 涼子	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）東京事務所 研究員	
鈴木 杏奈	一般社団法人北海道総合研究調査会（ＨＩＴ）東京事務所	

【参考資料2】『生活困窮者自立相談支援機関の運営の手引き』の作成の流れ

月	研究班	モデル自治体	モデル事業推進検討会
7	7/23 第1回研究班 原案 Ver. 1		7/22 第1回検討会 全体の推進に関する意見、 うち手引きに関する意見 を原案に反映
8	修正	8/2 担当者連絡会議 8/27～ 第1回ブロック会議 ○説明	
10	10/4 第2回研究班 原案 Ver. 2	※アンケート調査（事業開始時） ヒアリング調査開始	10/11 第2回検討会
11	修正		11/13～ 第2回ブロック会議 ○事前配布・手引きに関する 意見聴取
12	12/10 第3回研究班 原案 Ver. 3		12/24 第3回検討会
1	修正	1/23 実務者会議 ○意見交換・協議（内容の詰 め・修文）	
2	2/13 第4回研究班 原案 Ver. 4	1/30～ 第3回ブロック会議 ※アンケート調査（年度末時）	2/26 第4回検討会
3	3月上旬 小グループミーティング ○内容の詰めと修文 ↓ 3/25 第5回研究班 手引き案 ○完成		

【参考資料3】自治体アンケート（11月実施）

調査期間	平成25年10月21日～12月1日
調査対象数	モデル事業実施自治体 68カ所
回収状況	自治体数：56カ所（回収率82.4%）、圏域数：69圏域

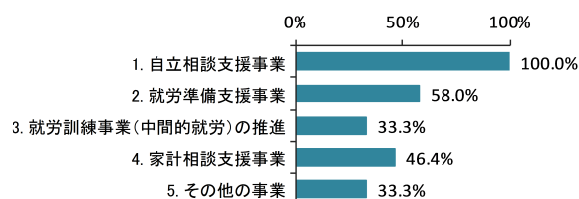
※以下は、回答のあった全圏域数(69)を母数として集計。
※各集計表は、「複数回答」のみ表示しており、表示のない表は「単数回答」である。

5. 事業内容

5-①モデル事業で実施する事業

(複数回答)

	件数	%
1. 自立相談支援事業	69	100.0%
2. 就労準備支援事業	40	58.0%
3. 就労訓練事業(中間的就労)の推進	23	33.3%
4. 家計相談支援事業	32	46.4%
5. その他の事業	23	33.3%
全体	69	



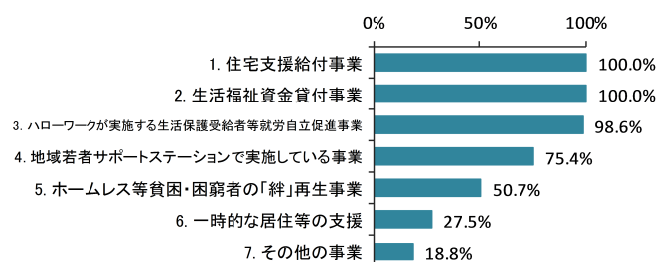
「その他の事業」の主な内容

- ・ 学習支援(17)
- ・ 社会的居場所づくり(1)
- ・ 一時生活支援(2)
- ・ 地域生活支援計画事業(1)
- ・ 緊急一時宿泊(1)
- ・ ネットワークづくり事業(1)

5-②モデル事業実施自治体の圏域内で実施されている他の生活困窮者支援に関する事業

(複数回答)

	件数	%
1. 住宅支援給付事業	69	100.0%
2. 生活福祉資金貸付事業	69	100.0%
3. ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業	68	98.6%
4. 地域若者サポートステーションで実施している事業	52	75.4%
5. ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業	35	50.7%
6. 一時的な居住等の支援	19	27.5%
7. その他の事業	13	18.8%
全体	69	



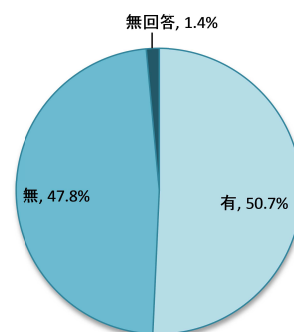
「その他の事業」の主な内容

- ・ 矯正施設等退所者社会復帰支援事業(3)
- ・ ハローワークとの一体的実施窓口による就労支援(2)
- ・ 自立のための寄り添いサポート事業(2)
- ・ 社会的な居場所づくり支援事業(1)
- ・ 社会生活および就労自立総合支援事業(1)
- ・ 地域見守り活動(1)

7. 庁内体制の整備

7-①庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況

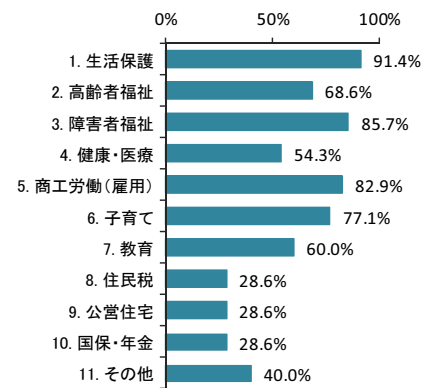
	件数	%
有	35	50.7%
無	33	47.8%
無回答	1	1.4%
計	69	100.0%



7-②協議の場の参加部署・課（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）

（複数回答）

	件数	%
1. 生活保護	32	91.4%
2. 高齢者福祉	24	68.6%
3. 障害者福祉	30	85.7%
4. 健康・医療	19	54.3%
5. 商工労働（雇用）	29	82.9%
6. 子育て	27	77.1%
7. 教育	21	60.0%
8. 住民税	10	28.6%
9. 公営住宅	10	28.6%
10. 国保・年金	10	28.6%
11. その他	14	40.0%
全体	35	



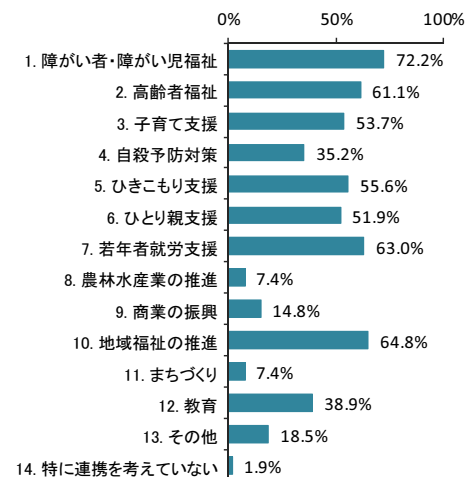
「その他」の主な内容

- ・ 消費生活(4)
- ・ 地域福祉(3)
- ・ 青少年健全育成(1)
- ・ 財政(4)
- ・ 人権(3)
- ・ 市民相談(1)
- ・ 企画(3)
- ・ 人事(3)
- ・ 消防(1)

7-③モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野

（複数回答）

	件数	%
1. 障がい者・障がい児福祉	39	72.2%
2. 高齢者福祉	33	61.1%
3. 子育て支援	29	53.7%
4. 自殺予防対策	19	35.2%
5. ひきこもり支援	30	55.6%
6. ひとり親支援	28	51.9%
7. 若年就労支援	34	63.0%
8. 農林水産業の推進	4	7.4%
9. 商業の振興	8	14.8%
10. 地域福祉の推進	35	64.8%
11. まちづくり	4	7.4%
12. 教育	21	38.9%
13. その他	10	18.5%
14. 特に連携を考えていない	1	1.9%
全体	54	



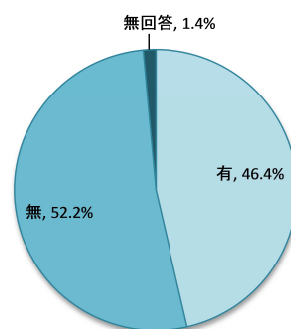
「その他」の主な内容

- ・ 雇用対策(3)
- ・ ホームレス対策(1)
- ・ 生活保護(2)
- ・ 町内会との連携(1)
- ・ 低所得者の住宅確保(1)
- ・ 地域づくり(1)

8. 関係機関との連携体制

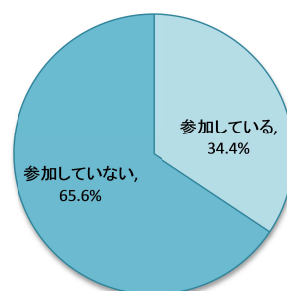
8-①庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況

	件数	%
有	32	46.4%
無	36	52.2%
無回答	1	1.4%
計	69	100.0%



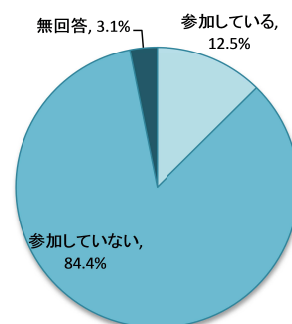
8-②有識者の協議の場への参加・参加予定（庁外との協議の場が「有」を選択のみ）

	件数	%
参加している	11	34.4%
参加していない	21	65.6%
計	32	100.0%



8-③住民代表者等の協議の場への参加・参加予定（庁外との協議の場が「有」を選択のみ）

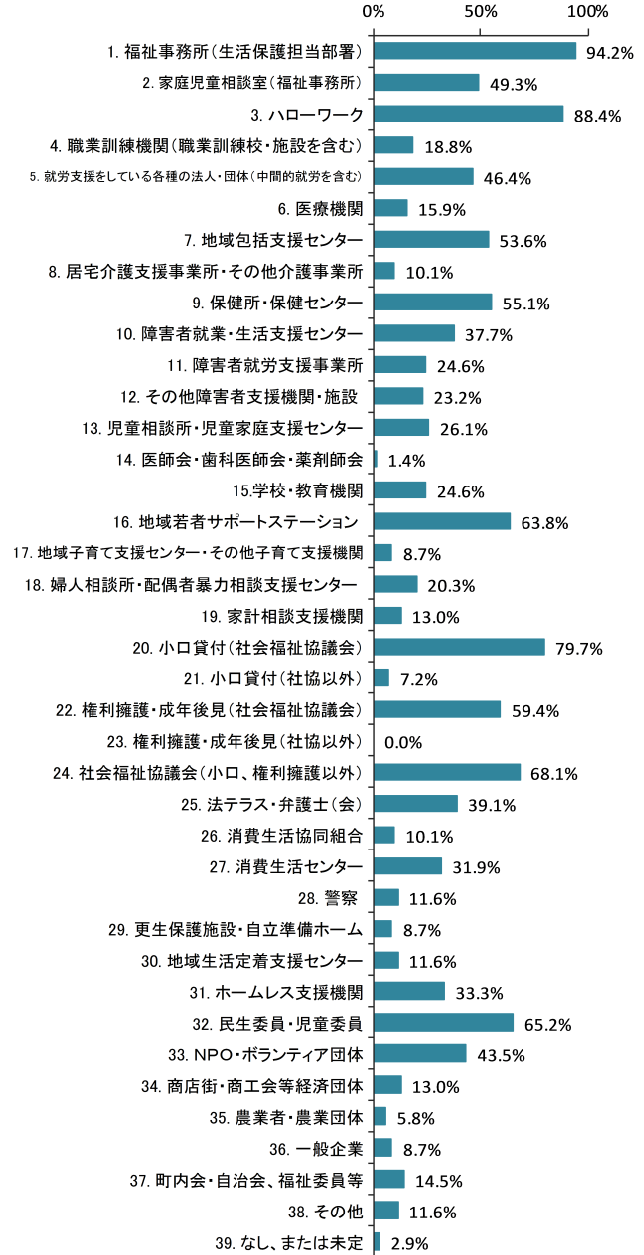
	件数	%
参加している	4	12.5%
参加していない	27	84.4%
無回答	1	3.1%
計	32	100.0%



8-④地域の生活困窮者支援体制構築にあたり、連携を呼びかける機関

(複数回答)

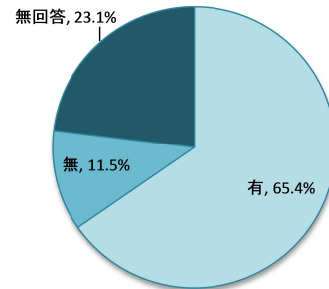
	件数	%
1. 福祉事務所(生活保護担当部署)	65	94.2%
2. 家庭児童相談室(福祉事務所)	34	49.3%
3. ハローワーク	61	88.4%
4. 職業訓練機関(職業訓練校・施設を含む)	13	18.8%
5. 就労支援をしている各種の法人・団体(中間的就労を含む)	32	46.4%
6. 医療機関	11	15.9%
7. 地域包括支援センター	37	53.6%
8. 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	7	10.1%
9. 保健所・保健センター	38	55.1%
10. 障害者就業・生活支援センター	26	37.7%
11. 障害者就労支援事業所	17	24.6%
12. その他障害者支援機関・施設	16	23.2%
13. 児童相談所・児童家庭支援センター	18	26.1%
14. 医師会・歯科医師会・薬剤師会	1	1.4%
15. 学校・教育機関	17	24.6%
16. 地域若者サポートステーション	44	63.8%
17. 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関	6	8.7%
18. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	14	20.3%
19. 家計相談支援機関	9	13.0%
20. 小口貸付(社会福祉協議会)	55	79.7%
21. 小口貸付(社協以外)	5	7.2%
22. 権利擁護・成年後見(社会福祉協議会)	41	59.4%
23. 権利擁護・成年後見(社協以外)	0	0.0%
24. 社会福祉協議会(小口、権利擁護以外)	47	68.1%
25. 法テラス・弁護士(会)	27	39.1%
26. 消費生活協同組合	7	10.1%
27. 消費生活センター	22	31.9%
28. 警察	8	11.6%
29. 更生保護施設・自立準備ホーム	6	8.7%
30. 地域生活定着支援センター	8	11.6%
31. ホームレス支援機関	23	33.3%
32. 民生委員・児童委員	45	65.2%
33. NPO・ボランティア団体	30	43.5%
34. 商店街・商工会等経済団体	9	13.0%
35. 農業者・農業団体	4	5.8%
36. 一般企業	6	8.7%
37. 町内会・自治会、福祉委員等	10	14.5%
38. その他	8	11.6%
39. なし、または未定	2	2.9%
全体	69	



8-⑤対象圏域の市町村との協議の場 (※実施主体が都道府県の場合のみ)

※実施主体が都道府県の26圏域について集計

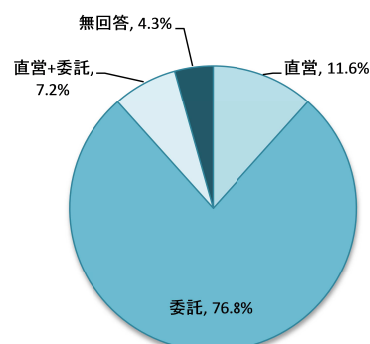
	件数	%
有	17	65.4%
無	3	11.5%
無回答	6	23.1%
計	26	100.0%



9. 運営状況

9-① 自立相談支援機関の設置形態

	件数	%
直営	8	11.6%
委託	53	76.8%
直営+委託	5	7.2%
無回答	3	4.3%
計	69	100.0%



9-② 対象圏域内の自立相談支援機関の設置数

※記載のあった66圏域について集計

	合計		直営		委託	
	件数	%	件数	%	件数	%
1カ所	46	69.7%	12	18.2%	42	63.6%
2カ所	10	15.2%	0	0.0%	8	12.1%
3カ所	5	7.6%	0	0.0%	4	6.1%
4カ所	1	1.5%	1	1.5%	1	1.5%
5カ所	3	4.5%	0	0.0%	2	3.0%
6カ所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7カ所	1	1.5%	0	0.0%	1	1.5%
8カ所	0	0.0%	53	80.3%	8	12.1%
計	66	100.0%	66	100.0%	66	100.0%

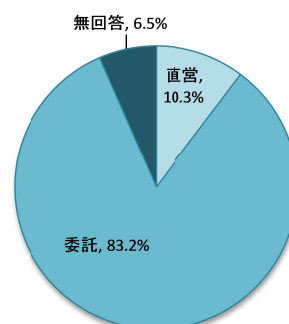
※記載のあった66圏域全体の自立相談支援機関

合計 107 カ所 直営 16 カ所
委託 91 カ所

9-② 対象圏域内の自立相談支援機関の設置形態

※記載のあった自立相談支援機関107カ所について集計

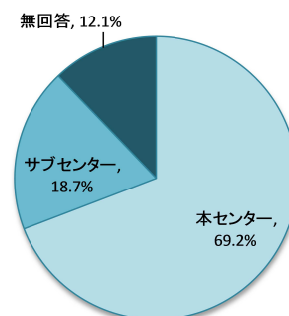
	件数	%
直営	11	10.3%
委託	89	83.2%
無回答	7	6.5%
計	107	100.0%



9-② 対象圏域内の自立相談支援機関の設置形態

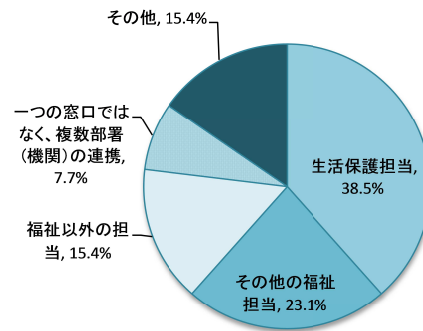
※記載のあった自立相談支援機関107カ所について集計

	件数	%
本センター	74	69.2%
サブセンター	20	18.7%
無回答	13	12.1%
計	107	100.0%



9-③直営の窓口担当部署（設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ）

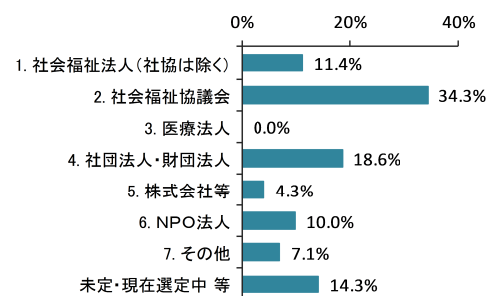
	件数	%
生活保護担当	5	38.5%
その他の福祉担当	3	23.1%
福祉以外の担当	2	15.4%
一つの窓口ではなく、複数部署（機関）の連携	1	7.7%
その他	2	15.4%
計	13	100.0%



9-④委託先（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）

※記載のあった委託先70件について集計

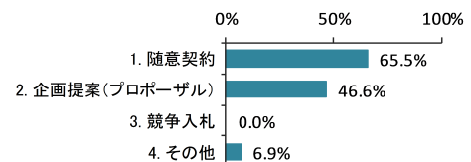
	件数	%
1. 社会福祉法人（社協は除く）	8	11.4%
2. 社会福祉協議会	24	34.3%
3. 医療法人	0	0.0%
4. 社団法人・財団法人	13	18.6%
5. 株式会社等	3	4.3%
6. NPO法人	7	10.0%
7. その他	5	7.1%
未定・現在選定中 等	10	14.3%
計	70	100.0%



9-⑤委託先の決定方法（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）

（複数回答）

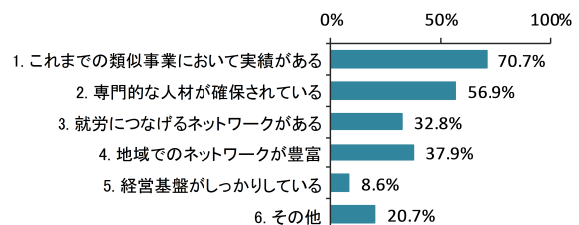
	件数	%
1. 随意契約	38	65.5%
2. 企画提案（プロポーザル）	27	46.6%
3. 競争入札	0	0.0%
4. その他	4	6.9%
全体	58	



9-⑥委託選定の決め手となった要因（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）

（3つまでの複数回答）

	件数	%
1. これまでの類似事業において実績がある	41	70.7%
2. 専門的な人材が確保されている	33	56.9%
3. 就労につなげるネットワークがある	19	32.8%
4. 地域でのネットワークが豊富	22	37.9%
5. 経営基盤がしっかりしている	5	8.6%
6. その他	12	20.7%
全体	58	



「その他」の主な内容

- ・旧パーソナルサポートサービス事業を委託していたため
- ・若者サポートステーション本体事業と一体的に実施する必要がある。
- ・中間的就労の場があるため、対象者を『相談』から『就労』まで包括的に支援することができる。
- ・相談者の継続的な支援の必要性
- ・未定・選定中

10. 自立相談支援機関の状況

10-① 自立相談支援機関の運営曜日・時間

※記載のあった自立相談支援機関94件について集計

	開所	24時間	休み	無回答	計
月曜日	件数 82 % 87.2%	1 1.1%	5 5.3%	6 6.4%	94 100.0%
火曜日	件数 83 % 88.3%	1 1.1%	4 4.3%	6 6.4%	94 100.0%
水曜日	件数 84 % 89.4%	1 1.1%	3 3.2%	6 6.4%	94 100.0%
木曜日	件数 84 % 89.4%	1 1.1%	3 3.2%	6 6.4%	94 100.0%
金曜日	件数 82 % 87.2%	1 1.1%	5 5.3%	6 6.4%	94 100.0%
土曜日	件数 8 % 8.5%	1 1.1%	79 84.0%	6 6.4%	94 100.0%
日曜日	件数 0 % 0.0%	1 1.1%	87 92.6%	6 6.4%	94 100.0%
祝祭日	件数 0 % 0.0%	1 1.1%	86 91.5%	7 7.4%	94 100.0%

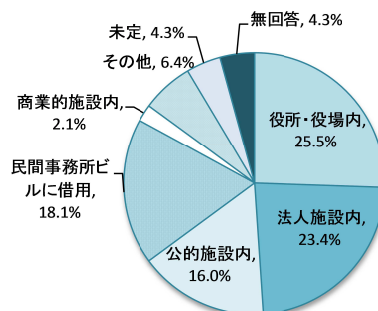
曜日別開所時間

	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
～8:29	1	1.1%	4	4.3%	4	4.3%	4	4.3%	4	4.3%	1	1.1%
8:30～8:59	37	39.4%	41	43.6%	41	43.6%	41	43.6%	40	42.6%	1	1.1%
9:00～9:29	71	75.5%	72	76.6%	73	77.7%	72	76.6%	71	75.5%	3	3.2%
9:30～9:59	79	84.0%	80	85.1%	81	86.2%	80	85.1%	79	84.0%	3	3.2%
10:00～10:29	82	87.2%	83	88.3%	84	89.4%	83	88.3%	82	87.2%	6	6.4%
10:30～10:59	82	87.2%	83	88.3%	84	89.4%	83	88.3%	82	87.2%	6	6.4%
11:00～11:29	83	88.3%	84	89.4%	85	90.4%	84	89.4%	83	88.3%	6	6.4%
11:30～11:59	83	88.3%	84	89.4%	85	90.4%	84	89.4%	83	88.3%	6	6.4%
12:00～15:59	83	88.3%	84	89.4%	85	90.4%	84	89.4%	83	88.3%	6	6.4%
16:00～16:29	83	88.3%	84	89.4%	85	90.4%	84	89.4%	83	88.3%	6	6.4%
16:30～16:59	83	88.3%	83	88.3%	84	89.4%	83	88.3%	82	87.2%	6	6.4%
17:00～17:29	78	83.0%	78	83.0%	79	84.0%	78	83.0%	77	81.9%	6	6.4%
17:30～17:59	14	14.9%	14	14.9%	15	16.0%	14	14.9%	14	14.9%	5	5.3%
18:00～18:29	6	6.4%	6	6.4%	7	7.4%	6	6.4%	6	6.4%	5	5.3%
18:30～18:59	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%
19:00～19:29	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%	3	3.2%
19:30～	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%
計	94		94		94		94		94		94	

10-② 自立相談支援機関の設置場所

※記載のあった自立相談支援機関94件について集計

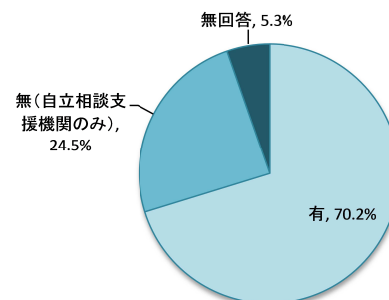
	件数	%
役所・役場内	24	25.5%
法人施設内	22	23.4%
公的施設内	15	16.0%
民間事務所ビルに借用	17	18.1%
商業的施設内	2	2.1%
その他	6	6.4%
未定	4	4.3%
無回答	4	4.3%
計	94	100.0%



10-③ 他の併設施設・相談窓口等の有無

※記載のあった自立相談支援機関94件について集計

	件数	%
有	66	70.2%
無(自立相談支援機関のみ)	23	24.5%
無回答	5	5.3%
計	94	100.0%



10-④ 自立相談支援機関に併設している相談窓口等

主な相談窓口

- ・ 社会福祉協議会(29)
 - うち、生活福祉資金貸付相談(24)
 - ・ ハローワーク(12)
 - ・ 福祉事務所(12)
 - ・ 若者サポートステーション(9)
- ・ 就労相談窓口(8)
 - ・ 家計相談支援事業(5)
 - ・ 障がい者相談窓口(5)
 - ・ 地域包括支援センター(5)
 - ・ 子ども相談窓口(4)

11. 職員体制

11-① モデル事業開始時点の自立相談支援機関の職員配置予定

※職員配置予定に記載のあった66圏域について集計

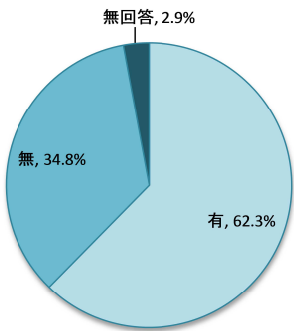
	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
1圏域あたり平均職員数	6.3 人	3.7 人	1.7 人	0.6 人	0.2 人

※自立相談支援機関数と職員配置予定に記載のあった65圏域について集計

	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
1機関あたり平均職員数	4.6 人	2.8 人	1.2 人	0.5 人	0.1 人

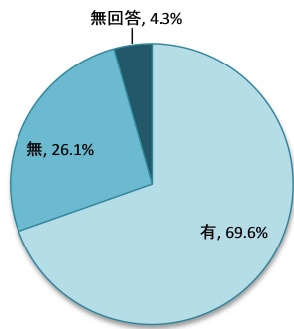
11-② 管理者配置の有無

	件数	%
有	43	62.3%
無	24	34.8%
無回答	2	2.9%
計	69	100.0%



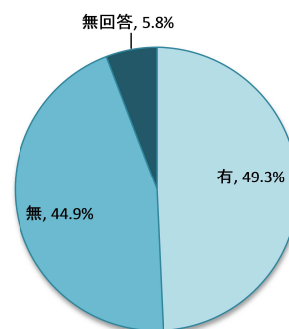
11-③ 主任相談員配置の有無

	件数	%
有	48	69.6%
無	18	26.1%
無回答	3	4.3%
計	69	100.0%



11-④相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無

	件数	%
有	34	49.3%
無	31	44.9%
無回答	4	5.8%
計	69	100.0%

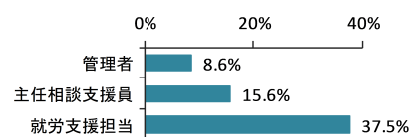


11-⑤相談支援に従事する職員の状況

※記載のあった職員301人分について集計

(複数回答)

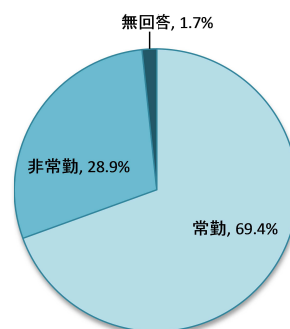
	件数	%
管理者	26	8.6%
主任相談支援員	47	15.6%
就労支援担当	113	37.5%
全体	301	



11-⑤相談支援に従事する職員の勤務形態

※記載のあった職員301人分について集計

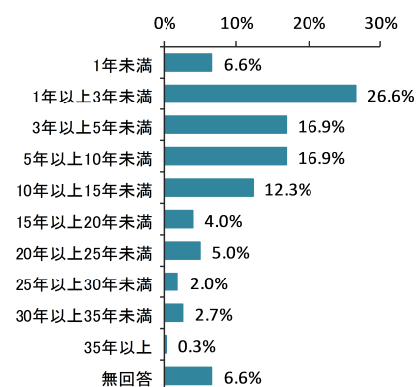
	件数	%
常勤	209	69.4%
非常勤	87	28.9%
無回答	5	1.7%
計	301	100.0%



11-⑤相談支援に従事する職員のケースワークを含む現場(相談支援)経験年数

※記載のあった職員301人分について集計

	件数	%
1年未満	20	6.6%
1年以上3年未満	80	26.6%
3年以上5年未満	51	16.9%
5年以上10年未満	51	16.9%
10年以上15年未満	37	12.3%
15年以上20年未満	12	4.0%
20年以上25年未満	15	5.0%
25年以上30年未満	6	2.0%
30年以上35年未満	8	2.7%
35年以上	1	0.3%
無回答	20	6.6%
全体	301	100.0%

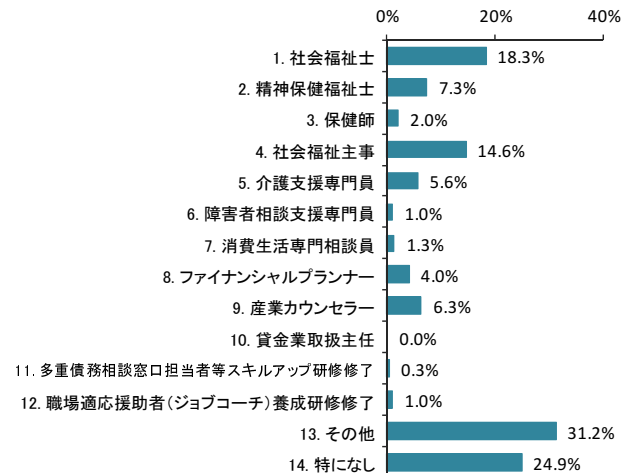


11-⑤相談支援に従事する職員が保有する資格

※記載のあった職員301人分について集計

(複数回答)

	件数	%
1. 社会福祉士	55	18.3%
2. 精神保健福祉士	22	7.3%
3. 保健師	6	2.0%
4. 社会福祉主事	44	14.6%
5. 介護支援専門員	17	5.6%
6. 障害者相談支援専門員	3	1.0%
7. 消費生活専門相談員	4	1.3%
8. ファイナンシャルプランナー	12	4.0%
9. 産業カウンセラー	19	6.3%
10. 貸金業取扱主任	0	0.0%
11. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了	1	0.3%
12. 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了	3	1.0%
13. その他	94	31.2%
14. 特になし	75	24.9%
全体	301	

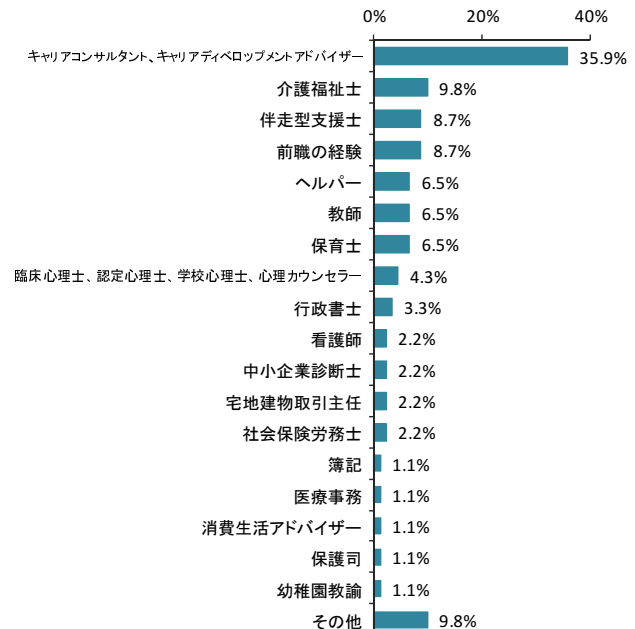


「その他」の資格

※「その他」の資格に記載のあった職員92人分について集計

(複数回答)

	件数	%
キャリアコンサルタント、キャリアディベロップメントアドバイザー	33	35.9%
介護福祉士	9	9.8%
伴走型支援士	8	8.7%
前職の経験	8	8.7%
ヘルパー	6	6.5%
教師	6	6.5%
保育士	6	6.5%
臨床心理士、認定心理士、学校心理士、心理カウンセラー	4	4.3%
行政書士	3	3.3%
看護師	2	2.2%
中小企業診断士	2	2.2%
宅地建物取引主任	2	2.2%
社会保険労務士	2	2.2%
簿記	1	1.1%
医療事務	1	1.1%
消費生活アドバイザー	1	1.1%
保護司	1	1.1%
幼稚園教諭	1	1.1%
その他	9	9.8%
全体	92	



11-⑥職員体制について工夫していること

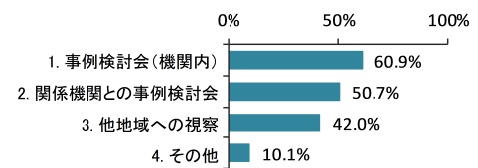
主な取り組み内容

- ・生活支援と就労支援を行うチームを分けて編成し、連携して支援にあたっている。
- ・インテークを行う職員を固定し、適切な見極めを行える体制を組んでいる。
- ・複雑な就労阻害要因を有している相談者については、専門家チームにより支援を行うことにより支援体制の機能化を図っている
- ・生活支援と就労支援は、支援者の状況に応じて一体的に実施。
- ・1人の相談者に対して2人体制(主・副)で対応し、個人的な負担にならないよう、また支援の偏りがないよう常に話し合いを持って支援している。
- ・すべての相談者の状況について経過報告等を実施し、スタッフ全員が共有できるようにしている
- ・相談支援員のスキルアップのために事例検討を予定している。

11-⑦職員研修について検討していること

(複数回答)

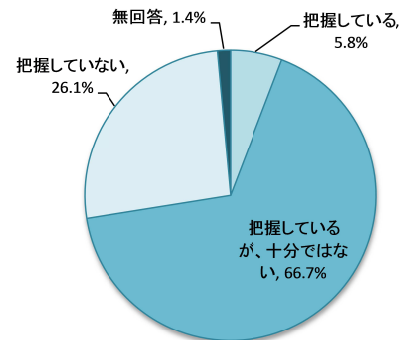
	件数	%
1. 事例検討会(機関内)	42	60.9%
2. 関係機関との事例検討会	35	50.7%
3. 他地域への視察	29	42.0%
4. その他	7	10.1%
全体	69	



12. 把握・アウトリーチの方法

12-①地域の生活困窮者の状況(対象者の類型等)

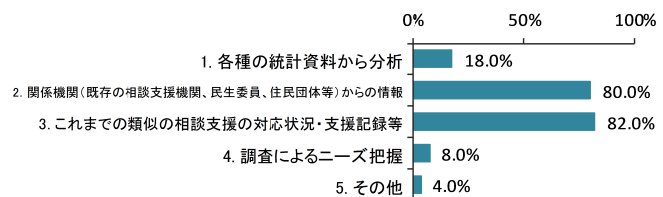
	件数	%
把握している	4	5.8%
把握しているが、十分ではない	46	66.7%
把握していない	18	26.1%
無回答	1	1.4%
計	69	100.0%



12-②把握・分析手段(生活困窮者の状況を「把握している」「把握しているが、十分ではない」を選択のみ)

(複数回答)

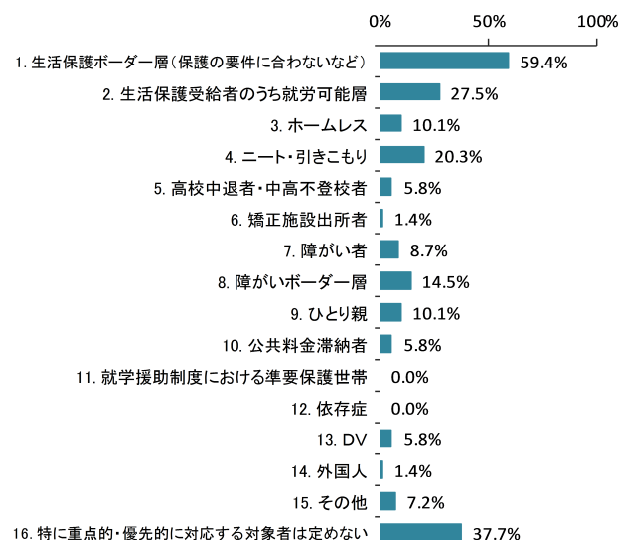
	件数	%
1. 各種の統計資料から分析	9	18.0%
2. 関係機関(既存の相談支援機関、民生委員、住民団体等)からの情報	40	80.0%
3. これまでの類似の相談支援の対応状況・支援記録等	41	82.0%
4. 調査によるニーズ把握	4	8.0%
5. その他	2	4.0%
全体	50	



12-③地域の特性から特に支援対象として考えている対象者像

(複数回答)

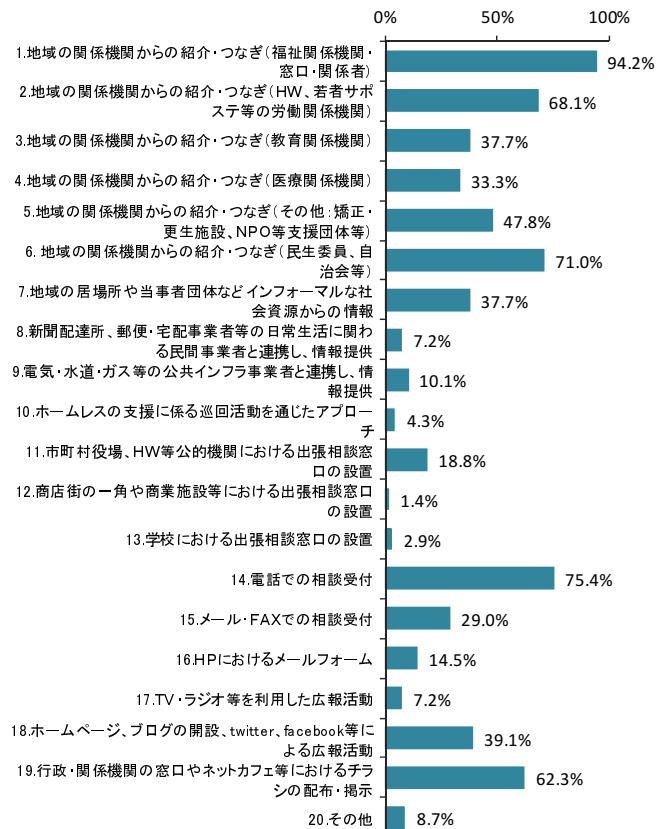
	件数	%
1. 生活保護ボーダー層(保護の要件に合わないなど)	41	59.4%
2. 生活保護受給者のうち就労可能層	19	27.5%
3. ホームレス	7	10.1%
4. ニート・引きこもり	14	20.3%
5. 高校中退者・中高不登校者	4	5.8%
6. 矯正施設出所者	1	1.4%
7. 障がい者	6	8.7%
8. 障がいボーダー層	10	14.5%
9. ひとり親	7	10.1%
10. 公共料金滞納者	4	5.8%
11. 就学援助制度における準要保護世帯	0	0.0%
12. 依存症	0	0.0%
13. DV	4	5.8%
14. 外国人	1	1.4%
15. その他	5	7.2%
16. 特に重点的・優先的に対応する対象者は定めない	26	37.7%
全体	69	



12-⑤ 支援対象者の把握・アウトリーチの方法

(複数回答)

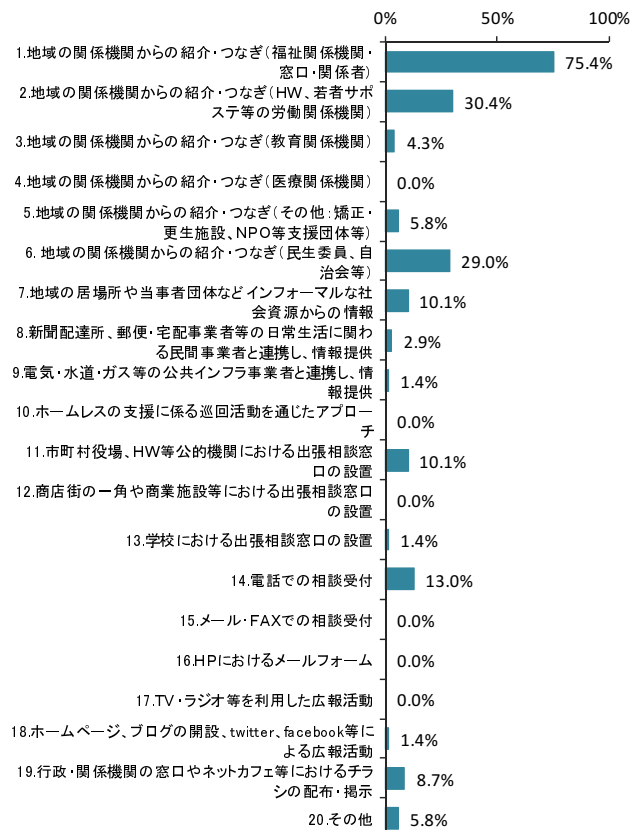
	件数	%
1.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(福祉関係機関・窓口・関係者)	65	94.2%
2.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(HW、若者サポステ等の労働関係機関)	47	68.1%
3.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(教育関係機関)	26	37.7%
4.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(医療関係機関)	23	33.3%
5.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(その他:矯正・更生施設、NPO等支援団体等)	33	47.8%
6.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(民生委員、自治会等)	49	71.0%
7.地域の居場所や当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報	26	37.7%
8.新聞配達所、郵便・宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供	5	7.2%
9.電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供	7	10.1%
10.ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ	3	4.3%
11.市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置	13	18.8%
12.商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置	1	1.4%
13.学校における出張相談窓口の設置	2	2.9%
14.電話での相談受付	52	75.4%
15.メール・FAXでの相談受付	20	29.0%
16.HPIにおけるメールフォーム	10	14.5%
17.TV・ラジオ等を利用した広報活動	5	7.2%
18.ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動	27	39.1%
19.行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示	43	62.3%
20.その他	6	8.7%
全体	69	



12-⑥ 支援対象者の把握・アウトリーチの方法(特に重視している方法、上位3つまで)

(複数回答)

	件数	%
1.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(福祉関係機関・窓口・関係者)	52	75.4%
2.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(HW、若者サポステ等の労働関係機関)	21	30.4%
3.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(教育関係機関)	3	4.3%
4.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(医療関係機関)	0	0.0%
5.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(その他:矯正・更生施設、NPO等支援団体等)	4	5.8%
6.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(民生委員、自治会等)	20	29.0%
7.地域の居場所や当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報	7	10.1%
8.新聞配達所、郵便・宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供	2	2.9%
9.電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供	1	1.4%
10.ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ	0	0.0%
11.市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置	7	10.1%
12.商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置	0	0.0%
13.学校における出張相談窓口の設置	1	1.4%
14.電話での相談受付	9	13.0%
15.メール・FAXでの相談受付	0	0.0%
16.HPIにおけるメールフォーム	0	0.0%
17.TV・ラジオ等を利用した広報活動	0	0.0%
18.ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動	1	1.4%
19.行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示	6	8.7%
20.その他	4	5.8%
全体	69	



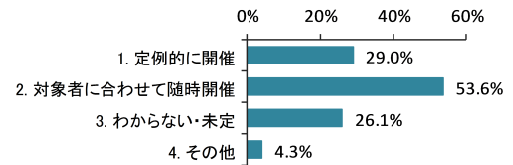
13. 支援調整会議の実施に関する予定

13-①開催時期

(複数回答)

	件数	%
1. 定期的に開催	20	29.0%
2. 対象者に合わせて随時開催	37	53.6%
3. わからない・未定	18	26.1%
4. その他	3	4.3%
全体	69	

※「1.定期的に開催」と「2.随時開催」の両方を選択した圏域は9圏域



13-②1回あたり取扱いケース件数

定期的に開催 平均 8.4 件

※記載のあった19件について集計

随時開催 平均 2.3 件

※記載のあった27件について集計

13-③構成メンバー数(開催時期で「定期的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ)

【定例開催】 平均:12.1人

	件数	%
6～9人	6	40.0%
10～14人	4	26.7%
15～19人	0	0.0%
20人以上	5	33.3%
計	15	100.0%

※人数の記載があった15件について集計

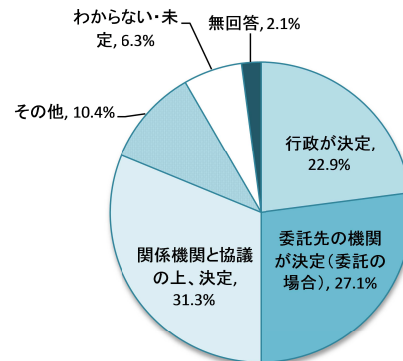
【随時開催】 平均:6.6人

	件数	%
3～4人	4	28.6%
5～6人	2	14.3%
7～8人	5	35.7%
9～10人	3	21.4%
計	14	100.0%

※人数の記載があった14件について集計

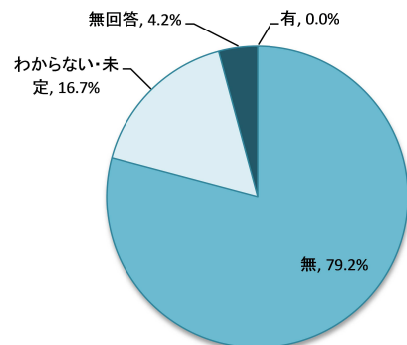
13-④構成メンバーの決定方法(開催時期で「定期的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ)

	件数	%
行政が決定	11	22.9%
委託先の機関が決定(委託の場合)	13	27.1%
関係機関と協議の上、決定	15	31.3%
その他	5	10.4%
わからない・未定	3	6.3%
無回答	1	2.1%
計	48	100.0%



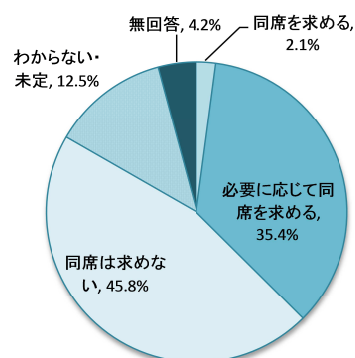
13-⑤構成メンバーへの報酬の有無(開催時期で「定期的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ)

	件数	%
有	0	0.0%
無	38	79.2%
わからない・未定	8	16.7%
無回答	2	4.2%
計	48	100.0%



13-⑥本人の同席（予定）について（開催時期で「定例的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ）

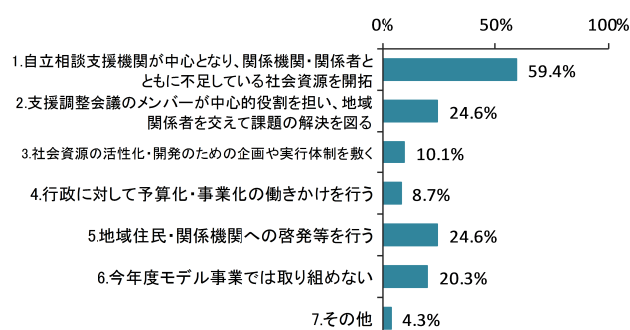
	件数	%
同席を求める	1	2.1%
必要に応じて同席を求める	17	35.4%
同席は求めない	22	45.8%
わからない・未定	6	12.5%
無回答	2	4.2%
計	48	100.0%



13-⑦個々の検討から把握される地域課題の対応方法（予定）

（複数回答）

	件数	%
1.自立相談支援機関が中心となり、関係機関・関係者とともに不足している社会資源を開拓	41	59.4%
2.支援調整会議のメンバーが中心的役割を担い、地域関係者を交えて課題の解決を図る	17	24.6%
3.社会資源の活性化・開発のための企画や実行体制を敷く	7	10.1%
4.行政に対して予算化・事業化の働きかけを行う	6	8.7%
5.地域住民・関係機関への啓発等を行う	17	24.6%
6.今年度モデル事業では取り組めない	14	20.3%
7.その他	3	4.3%
全体	69	

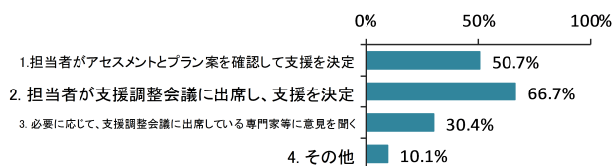


14. 支援決定プロセスの想定

14-②「支援決定」において実施を予定していること

（複数回答）

	件数	%
1.担当者がアセスメントとプラン案を確認して支援を決定	35	50.7%
2.担当者が支援調整会議に出席し、支援を決定	46	66.7%
3.必要に応じて、支援調整会議に出席している専門家等に意見を聞く	21	30.4%
4.その他	7	10.1%
全体	69	

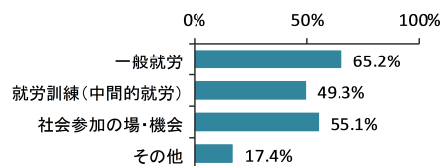


15. 出口へのつなぎ

15-①開始時に想定している(想定していた)「出口」

(複数回答)

	件数	%
一般就労	45	65.2%
就労訓練(中間的就労)	34	49.3%
社会参加の場・機会	38	55.1%
その他	12	17.4%
全体	69	



主な「出口」の内容

【一般就労】

- ・ ハローワークを通じた就労支援(12)
- ・ 事務(6)
- ・ 飲食業(6)
- ・ 建設業(2)
- ・ 農業(2)
- ・ 社会福祉施設等(2)
- ・ 派遣会社(1)
- ・ 工場内作業(1)

【就労訓練(中間的就労)】

- ・ 就労支援機関による訓練(5)
- ・ 農作業(4)
- ・ 清掃(4)
- ・ 軽作業(3)
- ・ 一般企業による訓練(3)
- ・ 飲食業(2)
- ・ 若者サポートステーション(2)
- ・ 検討中(2)

【社会参加の場・機会】

- ・ ボランティア活動(19)
(清掃、イベント、町内会、病院、サロン等)
- ・ 既存の支援体制の活用による社会参加(3)
- ・ 高齢者住宅の除雪(1)

【その他】

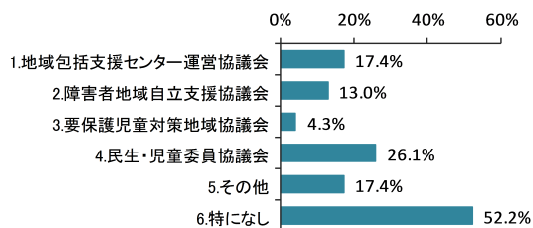
- ・ 生活保護制度(4)
- ・ 既存の社会資源・体制(2)

16. 地域づくり

16-①他の協議会等との連絡調整・報告の予定

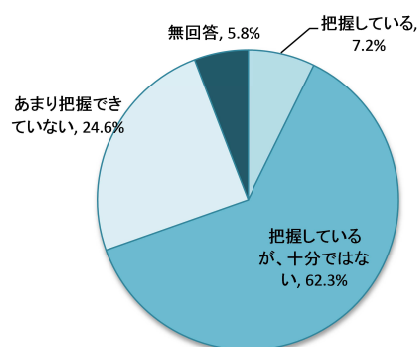
(複数回答)

	件数	%
1.地域包括支援センター運営協議会	12	17.4%
2.障害者地域自立支援協議会	9	13.0%
3.要保護児童対策地域協議会	3	4.3%
4.民生・児童委員協議会	18	26.1%
5.その他	12	17.4%
6.特になし	36	52.2%
全体	69	



16-②地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握の状況

	件数	%
把握している	5	7.2%
把握しているが、十分ではない	43	62.3%
あまり把握できていない	17	24.6%
無回答	4	5.8%
計	69	100.0%



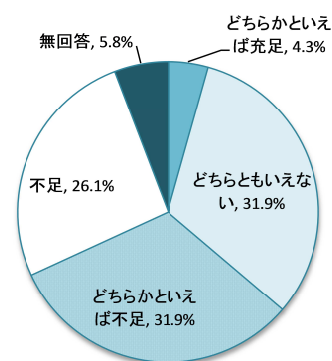
16-③ 社会資源を把握し、ネットワークを構築していくために、モデル事業の実施にあわせて行うこと
(社会資源の把握状況で「把握しているが十分ではない」「あまり把握できていない」を選択のみ)

主な内容

- ・ 関係機関との連携がスムーズに行えるような体制づくり。
- ・ 社会福祉法人、NPO法人、弁護士等によりかけを行い、生活困窮者の支援を行うネットワークづくりを実施している。
- ・ NPO等「出口」として連携できる関係機関の把握(訪問による)。
- ・ 各種催しや会議などに参加し、事業内容の説明・広報を行うことにより事業に対する理解を得、対象者の紹介・相談につなげる。
- ・ 地元事業者に対して就労体験等の受け入れを依頼、開拓する。
- ・ 市内の社会資源マップの作成。
- ・ 日常自立生活支援事業や成年後見事業の実施団体との連携(それぞれの支援対象者の把握と情報の共有)
- ・ 法テラス等との連携(法律的な課題を抱えた貧困者が法的な専門支援を受けられるチャンスを提供する)
- ・ 生活困窮者のそれぞれの特性に応じた、標準的な支援プログラム案を作成し、関係機関との間で情報を共有しようと考えている。
- ・ 年1回のフォーラムの開催や、定期的な相談会を各地域で実施。
- ・ 各地域での関連機関等との連絡会を行いながら、情報交換も兼ねた勉強会を実施。
- ・ 社会資源の見学、社会資源職員を招いての研修会。

16-④地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況

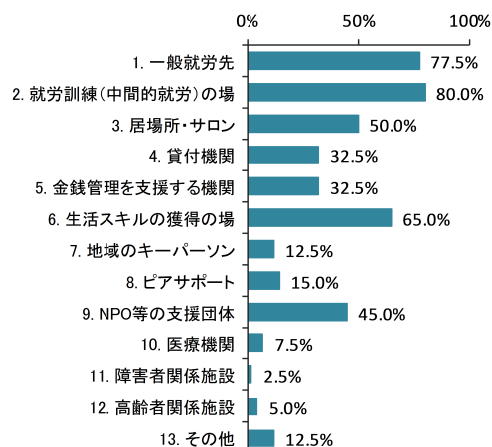
	件数	%
充足	0	0.0%
どちらかといえば充足	3	4.3%
どちらともいえない	22	31.9%
どちらかといえば不足	22	31.9%
不足	18	26.1%
無回答	4	5.8%
計	69	100.0%



16-⑤不足している社会資源(社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ)

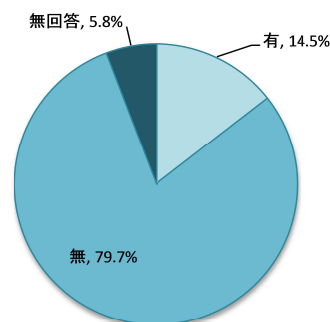
(複数回答)

	件数	%
1. 一般就労先	31	77.5%
2. 就労訓練(中間的就労)の場	32	80.0%
3. 居場所・サロン	20	50.0%
4. 貸付機関	13	32.5%
5. 金銭管理を支援する機関	13	32.5%
6. 生活スキルの獲得の場	26	65.0%
7. 地域のキーパーソン	5	12.5%
8. ピアサポート	6	15.0%
9. NPO等の支援団体	18	45.0%
10. 医療機関	3	7.5%
11. 障害者関係施設	1	2.5%
12. 高齢者関係施設	2	5.0%
13. その他	5	12.5%
全体	40	



16-⑥モデル事業と並行して実施する取組

	件数	%
有	10	14.5%
無	55	79.7%
無回答	4	5.8%
計	69	100.0%



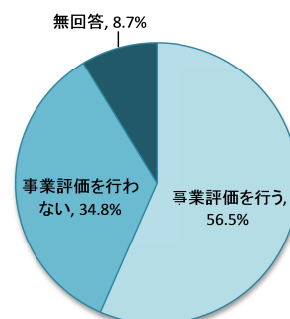
16-⑦モデル事業と並行して実施する取組の具体的な内容

・委託事業者としては、各圏域での社会資源ネットワークづくり事業を実施している。 ・県としては「緊急雇用事業」を活用し、社会資源の掘り起こしや中間的就労機能を持つ団体の設立支援を行っている。
・中間的就労を受け入れることができる民間営利事業者等の開拓
・フードバンク事業の拡充による中間的就労の場の確保 ・ジョブスタの事業拡充による中間的就労の場の確保 ・協力企業開拓
・社会福祉法人、NPO法人、弁護士等によびかけを行い、生活困窮者の支援を行うネットワークづくりを実施している。
・中間的就労や社会的居場所の受け入れ団体を開拓する連携推進員を配置
・中間的就労や社会的居場所の受け入れ団体を開拓する自立支援コーディネーター（相談支援員兼務）を配置
・中間的就労の場の開拓、地域で集う場の醸成（地域でつながる）
・入居保証 ・フードバンク

17. 事業評価

17-①モデル事業実施後の事業評価の実施について

	件数	%
事業評価を行う	39	56.5%
事業評価を行わない	24	34.8%
無回答	6	8.7%
計	69	100.0%



17-② 事業評価の方法や指標等についての具体的な内容

（事業評価の実施で「事業評価を行う」を選択のみ）

主な内容

- ・委託事業者からの実績報告を受け、庁内による評価委員会により評価を行う。
- ・弁護士会の貧困問題プロジェクトチームによる外部評価を依頼する予定。
- ・活動指標（相談人数）、成果指標（自立者数）
- ・支援対象者数、就労者数、収入認定による生活保護費削減額を月次集計し、年度での効果額から評価を行う予定。
- ・①目標の達成状況、②現在の状況と残された課題、③支援の終了または継続に関する本人の希望、支援員の意見等
- ・【評価項目】①目的妥当性、②有効性、③効率性、④公平性・評価方法、それぞれA・B・Cの3段階、【総合評価】①拡充、②やり方改善、③活動量の縮小、④終期設定、⑤休止、⑥廃止、⑦現状通り
- ・相談者の傾向を把握し、どのような支援が必要かを類型化していく。また、その結果を踏まえ、本格実施に向けて必要な支援の仕組み作りや不足している社会資源の掘り起こしなどを行う。
- ・モデル事業において示された自立相談支援で支援を行った者のプラン評価後の追跡調査を行うことにより、支援体制の有効性等を検討し、不備、不足点の修正を実施する予定。
- ・来所者や市内の福祉事業所等に、アンケートを実施する予定。アンケート内容や回収方法、対象の範囲等詳細は決まっていない。
- ・具体的な方法を検討しているが、どのような手法があるかご教示いただきたい。（検討中）
- ・具体的な方法や指標等については検討中

【実施状況調査票項目】※開始時

自治体名	〇〇県 〇〇市	記入日	平成 年 月 日
担当部署名		担当者	
電話番号		FAX	
E-mail			

I 対象区域に関すること

1. 対象区域

1-① 対象区域
※対象区域とは、「モデル事業の実施対象地域」とします。

区域名	構成する市区町村名
北部区域	
南部区域	

(※) 1区、1市のみの場合は構成する市町村は空欄のままで結構です。

↓

以下の設問は、**区域ごと**にご記入ください。
(複数の区域に分けて実施する場合は、それぞれ**区域ごと**に回答して下さい。)

1

↓ 以下の全ての設問は、**区域ごと**に回答して下さい。(3区域ならば3回)
(複数地域ある場合は適宜コピーの上、作成願います。)

区域名	
-----	--

II 地域の概況に関すること

※モデル事業を実施する「モデル自治体(対象地域)」についての情報をご記入ください。

2. 基礎項目	2-① 総人口	:	人 (平成25年4月1日現在)
3. 生活保護の状況	3-① 被保護世帯数	:	世帯 (平成25年4月1日現在)
	(世帯類型別)	:	ア. 高齢者世帯 世帯 イ. 母子世帯 世帯 ウ. 障害者世帯 世帯 エ. その他の世帯 世帯
	被保護実人員	:	人 (平成25年4月1日現在)
	3-② 保護率	:	% (平成25年4月1日現在) (小数第1位まで)

III モデル事業実施状況に関すること

●モデル事業全体に関すること

4. 基本方針

4-① モデル事業の実施にあたっての目的・基本方針をご記入ください。

4-② 自立相談支援機関の名称が決まっている場合はご記入下さい。

5. 事業内容

5-① モデル事業で実施する事業(複数回答)：

☐1. 自立相談支援事業
☐2. 就労準備支援事業
☐3. 就労訓練事業(中間的就労)の推進
☐4. 家計相談支援事業
☐5. その他の事業 (*(例) 学習支援、一時生活支援*)
()
()
()

2

5-② モデル事業実施自治体の区域内で実施されている他の生活困窮者支援に関する事業(複数回答)：

☐1. 住宅福祉給付事業
☐2. 生活福祉資金貸付事業
☐3. ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
☐4. 地域若者サポートステーションで実施している事業
☐5. ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業
☐6. 一時的な居住等の支援
☐7. その他の事業 ()
()
()

6. 事業予算

6-① モデル事業等の予算額をご記入ください。※**協働費より転記**

区分	事業内容	金額(単位:千円)
生活困窮者自立促進支援モデル事業	自立相談支援事業	
	就労準備支援事業	
	就労訓練事業(中間的就労)の推進	
	家計相談支援事業	
モデル事業と連携して実施する(予定を含む)事業に関する、実施主体の予算措置状況(※単独予算を含む)		

●推進体制に関すること

7. 市内体制の整備

7-① 市内関係部署との具体的な協議の場(連絡会・連絡協議会、準備委員会等)の設置状況 : ☐1. 有 ☐2. 無

(7-①市内との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ)

7-② 上記協議の場の参加部署・課を下記より選んでください(複数回答)：

☐1. 生活保護 ☐2. 高齢者福祉 ☐3. 障害者福祉 ☐4. 健康・医療
☐5. 労働・雇用 ☐6. 子育て ☐7. 教育 ☐8. 住民税
☐9. 公営住宅 ☐10. 国保・年金
☐11. その他 ()

7-③ モデル事業の実施にあたり、関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野について、下記より選んでください(複数回答)：

☐1. 障がい者・障がい児福祉 ☐2. 高齢者福祉 ☐3. 子育て支援
☐4. 自殺予防対策 ☐5. ひきこもり支援 ☐6. ひとり親支援
☐7. 若年者就労支援 ☐8. 農林水産業の推進 ☐9. 商業の振興
☐10. 地域福祉の推進 ☐11. まちづくり ☐12. 教育
☐13. その他 ()
☐14. 特に連携を考えていない

3

8. 関係機関との連携体制

8-① モデル事業における市外の関係機関・関係者との協議の場(連絡会・連絡協議会、準備委員会等)の設置状況 : ☐1. 有 ☐2. 無

(8-①市外との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ)

8-② 上記の協議の場に、有識者は参加していますか。または、参加を予定していますか。 : ☐1. 参加している ☐2. 参加していない

(8-①市外との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ)

8-③ 上記の協議の場に、住民代表者等は参加していますか。または、参加を予定していますか。 : ☐1. 参加している ☐2. 参加していない

8-④ モデル事業において、地域の生活困窮者支援体制を構築するにあたりあらかじめ事業概要の説明等により連携を呼びかける機関(予定も含む)(複数回答)：

☐1. 福祉事務所(生活保護担当部署) ☐2. 家庭児童相談室(福祉事務所)
☐3. ハローワーク ☐4. 職業訓練機関(職業訓練校・施設を含む)
☐5. 就労支援をしている各種の法人・団体(中間的就労を含む)
☐6. 医療機関 ☐7. 地域包括支援センター
☐8. 居宅介護支援事業所・その他介護事業所 ☐9. 保健所・保健センター
☐10. 障害者就業・生活支援センター ☐11. 障害者就労支援事業所(※)
☐12. その他障害者支援機関・施設 ☐13. 児童相談所・児童家庭支援センター
☐14. 医師会・歯科医師会・薬剤師会 ☐15. 学校・教育機関
☐16. 地域若者サポートステーション ☐17. 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関
☐18. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター ☐19. 家計相談支援機関
☐20. 小口貸付(社会福祉協議会) ☐21. 小口貸付(社協以外)
☐22. 権利擁護・成年後見(社会福祉協議会) ☐23. 権利擁護・成年後見(社協以外)
☐24. 社会福祉協議会(小口、権利擁護以外) ☐25. 法テラス・弁護士(金)
☐26. 消費生活協同組合 ☐27. 消費生活センター
☐28. 警察 ☐29. 更生保護施設・自立準備ホーム
☐30. 地域生活定着支援センター ☐31. ホームレス支援機関
☐32. 民生委員・児童委員 ☐33. NPO・ボランティア団体
☐34. 商店街・商工会等経済団体 ☐35. 農業者・農業団体
☐36. 一般企業 ☐37. 町内会・自治会、福祉委員等
☐38. その他 ()
☐39. なし、または未定

(※) 就労移行事業所、就労継続支援A・B型事業所等障害者の就労支援に関する事業所のこと

8-⑤ (※ 実施主体が都道府県の場合のみ)
対象区域の市町村との協議の場を設けているか : ☐1. 有 ☐2. 無

4

9. 運営状況

9-① 自立相談支援機関の設置形態：☐1. 直営 ☐2. 委託 ☐3. 直営＋委託

9-② 対象区域内の自立相談支援機関の設置数：
合計 _____ヶ所＝直営 _____ヶ所＋委託 _____ヶ所
(内訳をご記入ください)

名称	対象市町村・地域	設置形態 (該当するものにチェック)
		☐ 1. 直営 ☐ 1. ネセター
		☐ 2. 委託 ☐ 2. サブセンター
		☐ 1. 直営 ☐ 1. ネセター
		☐ 2. 委託 ☐ 2. サブセンター

(9-①設置形態が「1. 直営」または「3. 直営＋委託」と選択した場合のみ)

9-③ 直営の場合、窓口担当の部署：
☐1. 生活保護担当
☐2. その他の福祉担当 ()
☐3. 福祉以外の担当 ()
☐4. 一つの窓口ではなく、複数部署(機関)の連携
☐5. その他 ()

(9-①設置形態が「2. 委託」または「3. 直営＋委託」と選択した場合のみ)

9-④ 委託の場合、「委託先」をご記入ください。(不足する場合は、適宜欄を追加の上、ご記入願います)

委託先 1	☐ 1. 社会福祉法人(社協除く) ☐ 2. 社会福祉協議会 ☐ 3. 医療法人 ☐ 4. 社団法人・財団法人 ☐ 5. 株式会社等 ☐ 6. NPO法人 ☐ 7. その他 ()
委託先名称	
委託先 2	☐ 1. 社会福祉法人(社協除く) ☐ 2. 社会福祉協議会 ☐ 3. 医療法人 ☐ 4. 社団法人・財団法人 ☐ 5. 株式会社等 ☐ 6. NPO法人 ☐ 7. その他 ()
委託先名称	
委託先 3	☐ 1. 社会福祉法人(社協除く) ☐ 2. 社会福祉協議会 ☐ 3. 医療法人 ☐ 4. 社団法人・財団法人 ☐ 5. 株式会社等 ☐ 6. NPO法人 ☐ 7. その他 ()
委託先名称	

(9-①設置形態が「2. 委託」または「3. 直営＋委託」と選択した場合のみ)

9-⑤ 委託の場合、委託先の決定方法を下記より選んでください(複数回答)：
☐1. 随意契約
☐2. 企画提案(プロポーザル)
☐3. 競争入札
☐4. その他 ()

5

(9-①設置形態が「2. 委託」または「3. 直営＋委託」と選択した場合のみ)

9-⑥ 委託先選定の決め手となった要因を下記より選んでください(複数回答)：
☐1. これまでの類似事業において実績がある
☐2. 専門的な人材が確保されている
☐3. 就労につなげるネットワークがある
☐4. 地域でのネットワークが豊富
☐5. 経営基盤がしっかりしている
☐6. その他 ()

10. 自立相談支援機関の状況

10-① 自立相談支援機関の運営曜日・時間：
【例】 ■月：/00～/11/ /00開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
月曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
火曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
水曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
木曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
金曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
土曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
日曜 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み
祭休日 □1. ():()～():()開所 □2. 24時間対応 □3. 休み

(複数ヶ所を設置している場合は、設置数分コピーをとしてご回答願います)

10-② 自立相談支援機関の設置場所：
☐1. 役所・役場内 ☐2. 法人施設内 ☐3. 公的施設内
☐4. 民間事務所に併用 ☐5. 商業的施設内
☐6. その他 ()

10-③ 他の併設施設・相談窓口等の有無：
☐1. 有 ☐2. 無(自立相談支援機関のみ)

(10-③他の併設施設・相談窓口等が「1. 有」の場合のみ)

10-④ 自立相談支援機関に併設している相談窓口等をご記入ください。
例) ・福祉事務所
・会計相談支援事務所
・地域包括支援センター
・ハローワーク、ジョカフェ、
・キャリアセンター
・社会福祉協議会(生活福祉資金貸付相談)
・無料職業紹介所

(10-③他の併設施設・相談窓口等が「1. 有」の場合のみ)

10-⑤ 相談・利用者が最初にアクセスする総合案内機能(窓口)の有無：
☐1. 有 ☐2. 無(相談・利用者が、自らの相談に対応する窓口へ直接行く)

6

11. 職員体制
(複数ヶ所を設置している場合は、合計した数をご記入ください)

11-① モデル事業開始時点における自立相談支援機関の職員配置予定：
職員数(計) _____
相談支援に従事する職員 _____
常勤 _____ 非常勤 _____
その他の事務職員 _____
常勤 _____ 非常勤 _____

11-② 管理者の配置の有無：☐1. 有 ☐2. 無

11-③ 主任相談支援員(注)の配置の有無：☐1. 有 → ()人 ☐2. 無
(注) ケースの全体管理や相談支援員の指導、スーパーバイズ等を行う現場の主任的役割の職員

11-④ 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無：
☐1. 有 → ()人 ☐2. 無

11-⑤ 相談支援に従事する職員の勤務形態・経歴年数・資格等について、ご記入・選択してください(平成25年10月時点)。
職員が多く、欄が不足する場合はお手数ですが追加してご記入願います。

管理者に ○	主任相談 支援員に ○	就労支 援担当 員に ○	勤務形態	ケースワーク を含む現場(相 談支援) 経歴年数	保有資格(下記から選 んで数字を記入) ※複数回答
1			☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤	年	
2			☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤	年	
3			☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤	年	
4			☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤	年	
5			☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤	年	

【保有資格】保有資格の欄に、以下の数字を選んで記入してください
☐1. 社会福祉士 ☐2. 精神保健福祉士 ☐3. 保健師
☐4. 社会福祉主事 ☐5. 介護支援専門員 ☐6. 障害者相談支援専門員
☐7. 消費生活専門相談員 ☐8. ファイナンシャル
☐9. 産業カウンセラー ☐10. 貸金業取扱主任
☐11. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了
☐12. 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了
☐13. その他(具体的に:) ☐14. 特になし

11-⑥ 職員体制について、工夫していることがあればご記入ください。
例) 生活支援と就労支援を行うチームを分けて編成し、連携して支援にあたっている。

7

11-⑦ 職員研修について検討していることがあれば選んでください。(複数回答)
☐1. 事例検討会(機関内) ☐2. 関係機関との事例検討会
☐3. 他地域への視察 ☐4. その他 ()

12. 把握・アウトリーチの方法
(モデル事業開始当初、想定している方法、または想定していた方法)

12-① 地域の生活困窮者の状況(対象者の類型等)について：
☐1. 把握している ☐2. 把握しているが、十分ではない ☐3. 把握していない

(12-①生活困窮者の状況を「1. 把握している」または「2. 把握しているが、十分ではない」と選択した場合のみ)

12-② 把握・分析手段(複数回答)：
☐1. 各種の統計資料から分析
☐2. 関係機関(既存の相談支援機関、民生委員、住民団体等)からの情報
☐3. これまでの類似の相談支援の対応状況・支援記録等
☐4. 調査によるニーズ把握 → (具体的に:)
☐5. その他(具体的に:)

12-③ モデル事業において、地域の特性から特に支援対象として考えている対象者像(当座、重点的・優先的に対応しようとする対象者等)があれば下記より選んでください。(複数回答)
☐1. 生活保護ボーダー層(保護の要件に合わないなど)
☐2. 生活保護受給者のうち就労可能層
☐3. ホームレス ☐4. ニート・引きこもり
☐5. 高校中退者・中高不登校者 ☐6. 矯正施設出所者
☐7. 障がい者 ☐8. 障がいボーダー層
☐9. ひとり親 ☐10. 公共料金滞納者
☐11. 就労援助制度における要支援世帯 ☐12. 依存症
☐13. DV ☐14. 外国人
☐15. その他 ()
☐16. 特に重点的・優先的に対応する対象者は定めない

(12-③で16以外を選択した場合のみ)

12-④ 上記対象者像を選んだ理由をご記入ください。

8

	12-⑤ 支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）： ☐1. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（福祉関係機関・窓口・関係者） ☐2. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（HIV、若者サボステ等の労働関係機関） ☐3. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（教育関係機関） ☐4. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（医療関係機関） ☐5. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（その他：矯正・更生施設、NPO等支援団体等） ☐6. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ（民生委員、自治会等） ☐7. 地域の居場所や当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報 ☐8. 新聞配達所、郵便・宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供 ☐9. 電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供 ☐10. ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ ☐11. 市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置 ☐12. 商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置 ☐13. 学校における出張相談窓口の設置 ☐14. 電話での相談受付 ☐15. メール・FAXでの相談受付 ☐16. HPにおけるメールフォーム ☐17. TV・ラジオ等を利用した広報活動 ☐18. ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動 ☐19. 行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示 ☐20. その他（具体的に：_____）								
	12-⑥ 上記で選んだ把握・アウトリーチの方法のうち、特に重視している方法を3つまで選び、該当する番号と具体的な実施手法をご記入ください。 <table><tr><td>方法（12-⑤の選択 番号より選択）</td><td>具体的な実施手法等</td></tr><tr><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td></tr></table>	方法（12-⑤の選択 番号より選択）	具体的な実施手法等	1		2		3	
方法（12-⑤の選択 番号より選択）	具体的な実施手法等								
1									
2									
3									
13. 支援調整会議の実施に関する予定	13-① 開催時期（複数回答）： ☐1. 定期的に開催 →（具体的に：例）毎週●曜日の午前中、週●回、月●回（_____） ☐2. 対象者に合わせて随時開催 ☐3. わからない・未定 ☐4. その他（_____）								
	13-② 1回あたり取扱いケースの件数（見込み）： 定期的に開催 _____ 件 随時開催 _____ 件								
	（13-①開催時期で「1.定期的に開催」または「2.対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ） 13-③ 構成メンバー数（複数回答）： ☐1. 定例開催 →（_____）人 ☐2. 随時開催 →（_____）人 ☐3. わからない・未定								

	（13-①開催時期で「1.定期的に開催」または「2.対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ） 13-④ 構成メンバーの決定方法： ☐1. 行政が決定 ☐2. 委託先の機関が決定（委託の場合） ☐3. 関係機関と協議の上、決定 ☐4. その他（_____） ☐5. わからない・未定
	（13-①開催時期で「1.定期的に開催」または「2.対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ） 13-⑤ 構成メンバーへの報酬の有無： ☐1. 有 ☐2. 無 ☐3. わからない・未定
	（13-①開催時期で「1.定期的に開催」または「2.対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ） 13-⑥ 本人の同席（予定）について： ☐1. 同席を求める ☐2. 必要に応じて同席を求める ☐3. 同席は求めない ☐4. わからない・未定
	13-⑦ 個々の検討から把握される地域課題の対応方法（予定）（複数回答）： ☐1. 自立相談支援機関が中心となり、関係機関・関係者とともに不足している社会資源を開拓 ☐2. 支援調整会議のメンバーが中心的役割を担い、地域関係者を交えて課題の解決を図る ☐3. 社会資源の活性化・開発のための企画や実行体制を敷く ☐4. 行政に対して予算化・事業化の働きかけを行う ☐5. 地域住民・関係機関への啓発等を行う ☐6. 今年度モデル事業では取り組まない ☐7. その他（_____）

14. 支援決定プロセスの想定	14-① 「支援決定」の決裁者（担当部署・役職名）をご記入ください： <table><tr><td>担当部署・課</td><td></td></tr><tr><td>役職名</td><td></td></tr></table>	担当部署・課		役職名												
担当部署・課																
役職名																
	14-② 「支援決定」において実施を予定していること（複数回答）： ☐1. 担当者がアセスメントとプラン案を確認して支援を決定 ☐2. 担当者が支援調整会議に出席し、支援を決定 ☐3. 必要に応じて、支援調整会議に出席している専門家等に意見を聞く ☐4. その他（具体的に：_____）															
15. 出口へのつなぎ	15-① 開始時に想定している（想定していた）「出口」をご記入ください。 <table><tr><th>種類</th><th>受入先の数</th><th>内容</th></tr><tr><td>☐1. 一般就労</td><td></td><td>例：事務、飲食業、データ入力、農業 等</td></tr><tr><td>☐2. 就労訓練（中間的就労）</td><td></td><td>例：介護実習、清掃実習 等</td></tr><tr><td>☐3. 社会参加の場・機会</td><td></td><td>例：町内会ボランティア活動、お祭りサポート 等</td></tr><tr><td>☐4. その他</td><td></td><td></td></tr></table>	種類	受入先の数	内容	☐ 1. 一般就労		例：事務、飲食業、データ入力、農業 等	☐ 2. 就労訓練（中間的就労）		例：介護実習、清掃実習 等	☐ 3. 社会参加の場・機会		例：町内会ボランティア活動、お祭りサポート 等	☐ 4. その他		
種類	受入先の数	内容														
☐ 1. 一般就労		例：事務、飲食業、データ入力、農業 等														
☐ 2. 就労訓練（中間的就労）		例：介護実習、清掃実習 等														
☐ 3. 社会参加の場・機会		例：町内会ボランティア活動、お祭りサポート 等														
☐ 4. その他																
16. 地域づくり	16-① 他の協議会等との連絡調整・報告の予定（複数回答）： ☐1. 地域包括支援センター運営協議会 ☐2. 障害者地域自立支援協議会 ☐3. 要保護児童対策地域協議会 ☐4. 民生・児童委員協議会 ☐5. その他（_____） ☐6. 特になし															
	16-② 自立相談支援事業を実施するための地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握の状況： ☐1. 把握している ☐2. 把握しているが、十分ではない ☐3. あまり把握できていない															
	（16-②社会資源の把握の状況で「2.把握しているが、十分ではない」もしくは「3.あまり把握できていない」と選択した場合のみ） 16-③ 社会資源を把握し、ネットワークを構築していくために、モデル事業の実施にあわせて行おうとすることがあれば、ご記入ください。															

	16-④ 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況： ☐1. 充足 ☐2. どちらかといえば充足 ☐3. どちらともいえない ☐4. どちらかといえば不足 ☐5. 不足
	（16-④社会資源の状況が「4.どちらかといえば不足」もしくは「5.不足」と選択した場合のみ） 16-⑤ 不足している社会資源はどのようなものですか（複数回答）： ☐1. 一般就労先 ☐2. 就労訓練（中間的就労）の場 ☐3. 居場所・サロン ☐4. 貸付機関 ☐5. 金融管理を支援する機関 ☐6. 生活スキルの獲得の場 ☐7. 地域のキーパーソン ☐8. ピアサポート ☐9. NPO等の支援団体 （具体的な活動内容（例：炊き出し、無料低額宿泊所 等）_____） ☐10. 医療機関 ☐11. 障害者関係施設 ☐12. 高齢者関係施設 ☐13. その他（_____）
	16-⑥ 地域の社会資源の活性化や開発について、モデル事業と並行して実施する取組がありますか： ☐1. 有 ☐2. 無
	（16-⑥モデル事業と並行して実施する取組「1.有」と選択した場合のみ） 16-⑦ 具体的に記入してください。
●事業評価について	
17. 事業評価	17-① モデル事業実施後の事業評価の実施について： ☐1. 事業評価を行う ☐2. 事業評価を行わない
	（17-①事業評価の実施について「1.事業評価を行う」と選択した場合のみ） 17-② 事業評価の方法や指標等について具体的に記入してください。

Ⅳ 就労準備支援事業及び「就労訓練事業（中間的就労）の推進」の実施状況に関すること
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

●就労準備支援事業について															
18. 就労準備支援事業実施自治体	(5-①)モデル事業実施事業で「2. 就労準備支援事業」を選択した場合のみ 18-① 就労準備支援事業は、直営で実施していますか、委託していますか。（委託している場合は、委託事業者の団体・組織名もご記入ください。） □1. 直営 □2. 委託（団体・組織名： ）														
(5-①)モデル事業実施事業で「2. 就労準備支援事業」を選択した場合のみ 18-② 就労準備支援事業について、委託事業者の他に、協力を得ている団体・組織があれば、その名称、及び協力の具体的な内容をご記入ください。															
<table><tr><th>団体・組織の名称</th><th>協力の具体的な内容</th></tr><tr><td>例 社会福祉法人●●●</td><td>・高齢者福祉施設への就労体験の受入れ</td></tr><tr><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td></tr></table>		団体・組織の名称	協力の具体的な内容	例 社会福祉法人●●●	・高齢者福祉施設への就労体験の受入れ	1		2		3		4		5	
団体・組織の名称	協力の具体的な内容														
例 社会福祉法人●●●	・高齢者福祉施設への就労体験の受入れ														
1															
2															
3															
4															
5															
(5-①)モデル事業実施事業で「2. 就労準備支援事業」を選択した場合のみ 18-③ 就労準備支援事業の委託事業者（18-①で回答）や、その協力先（18-②で回答した団体・組織）が、事務所や活動の拠点として、貴自治体等から承諾を得て使用している施設や設備はありますか（今後使用する予定がある場合も含む）。（複数回答） □1. 高齢者福祉施設 □2. 障害者福祉施設 □3. 公園 □4. 公民館 □5. 図書館 □6. 学校 □7. 病院 □8. その他（ ） □9. そのような施設・設備はない															
(5-①)モデル事業実施事業で「2. 就労準備支援事業」を選択した場合のみ 18-④ 就労準備支援事業の委託事業者（18-①で回答）や、その協力先（18-②で回答した団体・組織）が、就労支援の場として、貴自治体等から承諾を得て使用している施設や設備はありますか（今後使用する予定がある場合も含む）。（複数回答） □1. 高齢者福祉施設 □2. 障害者福祉施設 □3. 公園 □4. 公民館 □5. 図書館 □6. 学校 □7. 病院 □8. その他（ ） □9. そのような施設・設備はない															

19. 就労準備支援事業未実施自治体	(5-①)モデル事業実施事業で「2. 就労準備支援事業」を選択していない場合のみ 19-① 就労準備支援事業を実施していない理由は何ですか。（複数回答） □1. 担当部署の体制が不十分のため □2. 関係部署間の連携が難しいため □3. 地域の関係団体・法人が不足しているため □4. 地域の関係団体・法人との連携が不十分のため □5. （モデル事業以外で）既に取組みを実施しているため □6. 準備に時間を要しているため □7. その他（具体的に： ） (※5-①で「2. 就労準備支援事業」を選択していない場合のみ) 19-② 来年度以降、事業を実施する予定はありますか。 □1. ある □2. ない □3. 分からない														
●「就労訓練事業（中間的就労）の推進」について															
20. 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」実施自治体	(5-①)モデル事業実施事業で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択した場合のみ 20-① 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」について、直営で実施していますか、委託していますか。（委託している場合は、委託事業者の団体・組織名もご記入ください。） □1. 直営 □2. 委託（団体・組織名： ） (5-①)モデル事業実施事業で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択した場合のみ 20-② 実際に、就労訓練事業（中間的就労）に取り組んでいる団体・組織があれば、その名称、及び就労訓練事業（中間的就労）の具体的な内容をご記入ください。														
<table><tr><th>団体・組織の名称</th><th>就労訓練事業（中間的就労）の具体的な内容</th></tr><tr><td>例 NPO法人●●●</td><td>・公園の清掃</td></tr><tr><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td></tr></table>		団体・組織の名称	就労訓練事業（中間的就労）の具体的な内容	例 NPO法人●●●	・公園の清掃	1		2		3		4		5	
団体・組織の名称	就労訓練事業（中間的就労）の具体的な内容														
例 NPO法人●●●	・公園の清掃														
1															
2															
3															
4															
5															

	(5-①)モデル事業実施事業で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択した場合のみ 20-③ 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」の委託事業者（20-①で回答）が、事務所や活動の拠点として、貴自治体等から承諾を得て、使用している施設や設備はありますか（今後使用予定がある場合も含む）。（複数回答） □1. 高齢者福祉施設 □2. 障害者福祉施設 □3. 公園 □4. 公民館 □5. 図書館 □6. 学校 □7. 病院 □8. その他（ ） □9. そのような施設・設備はない
	(5-①)モデル事業実施事業で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択した場合のみ 20-④ 実際に就労訓練事業（中間的就労）に取り組む団体・組織（20-②で回答）が、事務所や活動の拠点、あるいは就労支援の場として、貴自治体等から承諾を得て、使用している施設や設備はありますか（今後使用予定がある場合も含む）。（複数回答） □1. 高齢者福祉施設 □2. 障害者福祉施設 □3. 公園 □4. 公民館 □5. 図書館 □6. 学校 □7. 病院 □8. その他（ ） □9. そのような施設・設備はない
21. 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」未実施自治体	(5-①)モデル事業実施事業で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択していない場合のみ 21-① 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」を実施していない理由は何ですか。（複数回答） □1. 担当部署の体制が不十分のため □2. 関係部署間の連携が難しいため □3. 地域の関係団体・法人が不足しているため □4. 地域の関係団体・法人との連携が不十分のため □5. （モデル事業以外で）既に取組みを実施しているため □6. 準備に時間を要しているため □7. その他（具体的に： ） (※5-①で「3. 就労訓練事業（中間的就労）の推進」を選択していない場合のみ) 21-② 来年度以降、事業を実施する予定はありますか。 □1. ある □2. ない □3. 分からない

Ⅴ 家計相談支援事業に関すること（日本総合研究所）
(5-①)モデル事業実施事業で「4. 家計相談支援事業」を選択した場合のみ

22. 【家計相談支援事業】運営状況	22-① 家計相談支援機関の設置形態 □1. 直営 □2. 委託 □3. 委託＋直営 22-② 上記の設置形態（直営や委託）を選んだ理由をご記入ください。 (22-①設置形態で「1. 直営」または「3. 委託＋直営」を選択した場合のみ) 22-③ 直営の場合、窓口担当の部署： □1. 生活保護担当 □2. その他の福祉担当（ ） □3. 福祉以外の担当（ ） □4. 一つの窓口ではなく、複数部署（機関）の連携 □5. その他（ ） (22-①設置形態で「2. 委託」または「3. 委託＋直営」を選択した場合のみ) 22-④ 委託の場合、「委託先」をご記入ください。（不足する場合は、適宜欄を追加の上、ご記入願います） <table><tr><td>委託先 1</td><td>□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）</td></tr><tr><td>委託先名称</td><td></td></tr><tr><td>委託先 2</td><td>□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）</td></tr><tr><td>委託先名称</td><td></td></tr></table>	委託先 1	□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）	委託先名称		委託先 2	□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）	委託先名称							
委託先 1	□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）														
委託先名称															
委託先 2	□1. 社会福祉法人（社協除く） □2. 社会福祉協議会 □3. 医療法人 □4. 社団法人・財団法人 □5. 株式会社等 □6. NPO法人 □7. 消費生活協同組合（生協） □8. その他（ ）														
委託先名称															
23. 【家計相談支援事業】相談支援機関の状況	23-① 家計相談支援機関の設置場所 □1. 役所・役場内 □2. 事業を実施する法人の施設内 □3. 公的施設内 □4. 民間事務所ビルに借用 □5. 商業的施設内 □6. その他（ ） 23-② 自立相談支援機関との併設 □1. 併設している □2. 併設していない														
24. 職員体制	24-① モデル事業開始時点における家計相談支援機関の職員配置予定 □1. 有 □2. 無 <table><tr><th rowspan="2">職員数（計）</th><th colspan="2">相談支援に従事する職員</th><th colspan="2">その他の事務職員</th></tr><tr><th>常勤</th><th>非常勤</th><th>常勤</th><th>非常勤</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 24-② 管理者の配置の有無 □1. 有 □2. 無	職員数（計）	相談支援に従事する職員		その他の事務職員		常勤	非常勤	常勤	非常勤					
職員数（計）	相談支援に従事する職員		その他の事務職員												
	常勤	非常勤	常勤	非常勤											

24-③

家計相談支援に従事する職員の勤務形態・経年数・資格等について、ご記入・選択してください（平成 25 年 10 月時点）。

※職員が多く、欄が不足する場合はお手数ですが追加してご記入願います。

管理者に○	勤務形態	現場（相談支援）経年数	保有資格等（下記から選んで数字を記入）
1	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤		年
2	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤		年
3	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤		年
4	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤		年
5	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤		年

【保有資格等】保有資格等の欄に、以下の数字を選んで記入してください

☐ 1. 社会福祉士	☐ 2. 精神保健福祉士	☐ 3. 保健師
☐ 4. 社会福祉主事	☐ 5. 介護支援専門員	☐ 6. 障害者相談支援専門員
☐ 7. 消費生活アドバイザー	☐ 8. 消費生活専門相談員	☐ 9. ファイナンシャル・リター
☐ 10. 産業カウンセラー	☐ 11. 貸金業取扱主任	☐ 12. 一般行政職
☐ 13. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了		
☐ 14. その他（		☐ 15. 特になし

24-④

職員体制について、工夫していることがあればご記入ください。

・相談員のスーパーバイザーを明確に位置づけている

・（貸付を実施している場合）相談員と貸付担当者を分けている

・自立相談の担当者と家計相談の担当者との連絡会議を設置している

Ⅵ 子どもの学習支援に関すること（東京学芸大学）
（5-①モデル事業実施事業で「5. その他の事業」で「学習支援」を記入した場合のみ）

25. 学習支援事業	25-① 学習支援事業の開始時期（又は開始予定時期）をお答えください。 平成（ ）年（ ）月
	25-② 学習支援事業の対象となる子どもの学年について、下記より選んでください。（複数回答）学校に通っていない子どもを対象としている場合、年齢相当の学年を選んでください。:

☐1. 就学前

☐2. 小学 1 年

☐3. 小学 2 年

☐4. 小学 3 年

☐5. 小学 4 年

☐6. 小学 5 年

☐7. 小学 6 年

☐8. 中学 1 年

☐9. 中学 2 年

☐10. 中学 3 年

☐11. 高校 1 年

☐12. 高校 2 年

☐13. 高校 3 年

☐14. 大学生以上

☐15. 未定

25-③

学習支援事業の対象となる子どもの世帯要件を下記より選んでください。（複数回答）

☐1. 生活保護受給世帯であること

☐2. 市町村民税非課税世帯であること

☐3. ひとり親世帯であること

☐4. その他（ ）

☐5. 特に世帯要件はない

☐6. 未定

25-④

学習支援事業の実施形態

☐1. 直営

☐2. 委託

☐3. 直営+委託

25-⑤

委託の場合、「委託先」をご記入ください。（不足する場合は、適宜欄を追加の上、ご記入願います）

委託先 1	☐1. 社会福祉法人（社協除く） ☐2. 社会福祉協議会 ☐3. 社団法人・財団法人 ☐4. NPO 法人 ☐5. 株式会社等 ☐6. その他（ ） ☐7. 未定
委託先名称	
委託先 2	☐1. 社会福祉法人（社協除く） ☐2. 社会福祉協議会 ☐3. 社団法人・財団法人 ☐4. NPO 法人 ☐5. 株式会社等 ☐6. その他（ ） ☐7. 未定
委託先名称	

25-⑥

学習支援事業の実施場所を下記より選んでください。（複数回答）

☐1. 学校

☐2. 大学等の教育・研究機関

☐3. 社会教育施設（公民館、生涯学習センター等）

☐4. 社会福祉施設（児童養護施設、特別養護老人ホーム等）

☐5. 民間の学習塾

☐6. NPO、企業等の施設（学習塾を除く）

☐7. 子どもの自宅

☐8. その他（ ）

☐9. 未定

25-⑦

学習支援事業の具体的な内容を下記より選んでください。（複数回答）

☐1. 学校での学習事項の補習・復習（同一学校種で異なる学年の学習も含む）

☐2. 学校での学習事項の予習

☐3. 進学のための受験指導

☐4. 資格取得のための学習指導

☐5. 進路相談

☐6. 学び直し（既に卒業/中退等した学校段階での学習事項の指導）

☐7. 外国人の子どもに対する日本語指導

☐8. おやつ提供

☐9. 軽食提供

☐10. 生活支援（身辺自立・生活スキルの育成等）

☐11. 保護者に対する支援（相談対応等）

☐12. 通学・就学資金の援助

☐13. 子どもの居場所としての機能

☐14. その他（ ）

☐15. 未定

【参考資料4】自治体アンケート（2月実施）

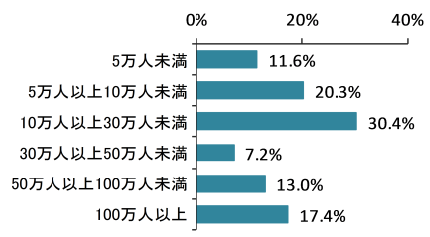
調査期間	平成 26 年 2 月 25 日～3 月 20 日
調査対象数	モデル事業実施自治体 68 カ所
回収状況	自治体数：56 カ所（回収率 82.4%）、 圏域数：69 圏域

※以下は、回答のあった全圏域数(69)を母数として集計。
※各集計表は、「複数回答」のみ表示しており、表示のない表は「単数回答」である。

2. 基礎項目

2-① 総人口

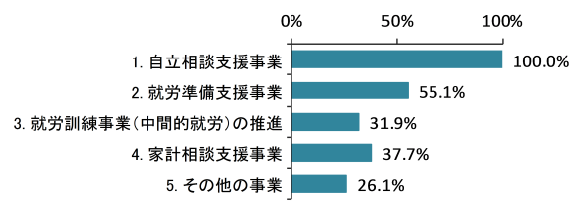
	件数	%
5万人未満	8	11.6%
5万人以上10万人未満	14	20.3%
10万人以上30万人未満	21	30.4%
30万人以上50万人未満	5	7.2%
50万人以上100万人未満	9	13.0%
100万人以上	12	17.4%
計	69	



4. 事業内容

4-①モデル事業で実施する事業

	件数	%
1. 自立相談支援事業	69	100.0%
2. 就労準備支援事業	38	55.1%
3. 就労訓練事業(中間的就労)の推進	22	31.9%
4. 家計相談支援事業	26	37.7%
5. その他の事業	18	26.1%
全体	69	



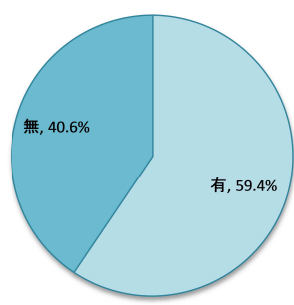
「その他の事業」の主な内容

- ・ 学習支援(13)
- ・ 緊急一時宿泊(1)
- ・ 関係機関で構成する協議会の実施(1)
- ・ 一時生活支援(宿泊および食事)(1)
- ・ ネットワークづくり事業(1)
- ・ 民生委員・町役場職員研修(係長級以上)(1)
- ・ 地域生活支援計画事業(1)
- ・ 社会的居場所づくり(1)
- ・ 生活支援活動強化促進事業(1)
- ・ 居住支援(1)
- ・ 住宅支援給付(1)

5. 庁内体制の整備

5-①庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況

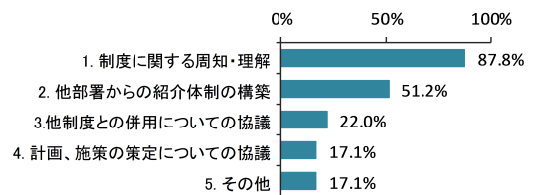
	件数	%
有	41	59.4%
無	28	40.6%
計	69	100.0%



5-②協議の場での具体的な協議内容（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）

（複数回答）

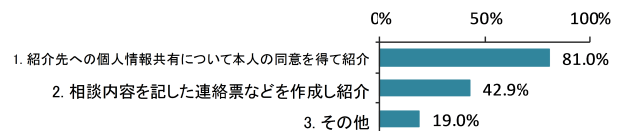
	件数	%
1. 制度に関する周知・理解	36	87.8%
2. 他部署からの紹介体制の構築	21	51.2%
3. 他制度との併用についての協議	9	22.0%
4. 計画、施策の策定についての協議	7	17.1%
5. その他	7	17.1%
全体	41	



2. 他部署からの紹介体制の構築

（複数回答）

	件数	%
1. 紹介先への個人情報共有について本人の同意を得て紹介	17	81.0%
2. 相談内容を記した連絡票などを作成し紹介	9	42.9%
3. その他	4	19.0%
全体	21	



5-③庁内連携により、対象者の把握や支援方策の強化につながった具体的な事例

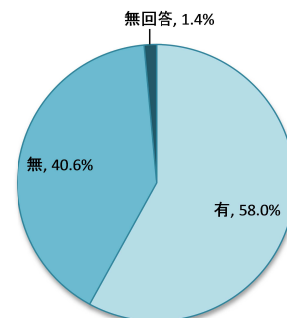
主な内容

- ・ 庁内連携体制を構築したばかりのため実績はなし。
- ・ 設置についての話し合いの場で、モデル事業について説明したところ、市民相談窓口や税務担当部署からの情報提供や自立相談支援機関へ直接つながった例がある。
- ・ 国民健康保険を取り扱う課には、保険料滞納している方も相談にくるが、保険料滞納者を「さーくる」へ紹介した。その後、「さーくる」が保険料滞納者の債務整理等の支援を行なった。
- ・ 国民健康保険料の滞納、分納、差し押さえ等についての相談者を、生活困窮者支援の窓口積極的に案内してもらうことで、事業利用対象者の早期把握につながっている。
- ・ 国民健康保険窓口、市税事務所にだいたいのJOBセンターの開設の周知及び保険料や市税滞納者が来所した場合の案内のマニュアルを配布したことで、左記滞納者等について、だいたいのJOBセンターの支援につながる事例がある。
- ・ 地域包括支援センターより地域の困窮者についての情報提供があった
- ・ 福祉関係機関で主たる支援者がいない人や、一つの窓口での対応が困難な人などのコーディネートが出来る担当者に伝え、相談者の紹介が増える。（また、支援要請を受けることで、こちらからの繋ぎ先ともなる。）
- ・ 地域自立支援協議会（障がい）の生活・就労部会会議へ参加し事業説明を行った結果、参加者からの問い合わせや相談があった。
- ・ 他の部局で持っている会議に位置付けようとするもので、方向性は決定しているが、開催できていない。
- ・ 本市産業振興課で実施している「地域就労支援センター」と連携し、2名の就労に至った。
- ・ 税務課より滞納者の相談があり、家計相談支援を行ったり、多重債務整理関係機関に繋げることで、滞納・多重債務・差し押さえ等の問題点が解消された。
- ・ 区保護課、福祉課から対象者を相談窓口へつないでいる。
- ・ 住宅支援給付の窓口からもつないでいる。
- ・ これまで県内2カ所のみであったひきこもりの相談窓口から、町への対象者の情報が入り、地域で身近な相談や支援を行うことができた事例がある。

6. 庁外関係機関との連携体制

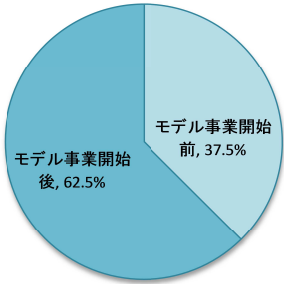
6-①庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況

	件数	%
有	40	58.0%
無	28	40.6%
無回答	1	1.4%
計	69	100.0%



6-②設置時期（庁外との協議の場が「有」を選択のみ）

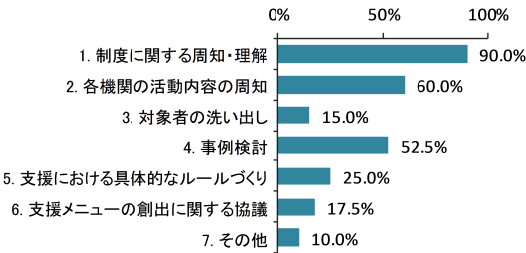
	件数	%
モデル事業開始前	15	37.5%
モデル事業開始後	25	62.5%
計	40	100.0%



6-③上記協議の場での協議内容（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）

（複数回答）

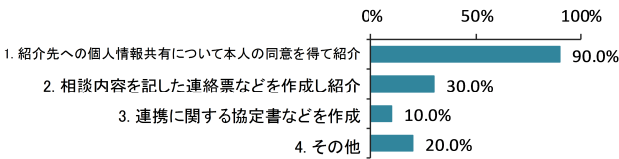
	件数	%
1. 制度に関する周知・理解	36	90.0%
2. 各機関の活動内容の周知	24	60.0%
3. 対象者の洗い出し	6	15.0%
4. 事例検討	21	52.5%
5. 支援における具体的なルールづくり	10	25.0%
6. 支援メニューの創出に関する協議	7	17.5%
7. その他	4	10.0%
全体	40	



5. 支援における具体的なルールづくり

（複数回答）

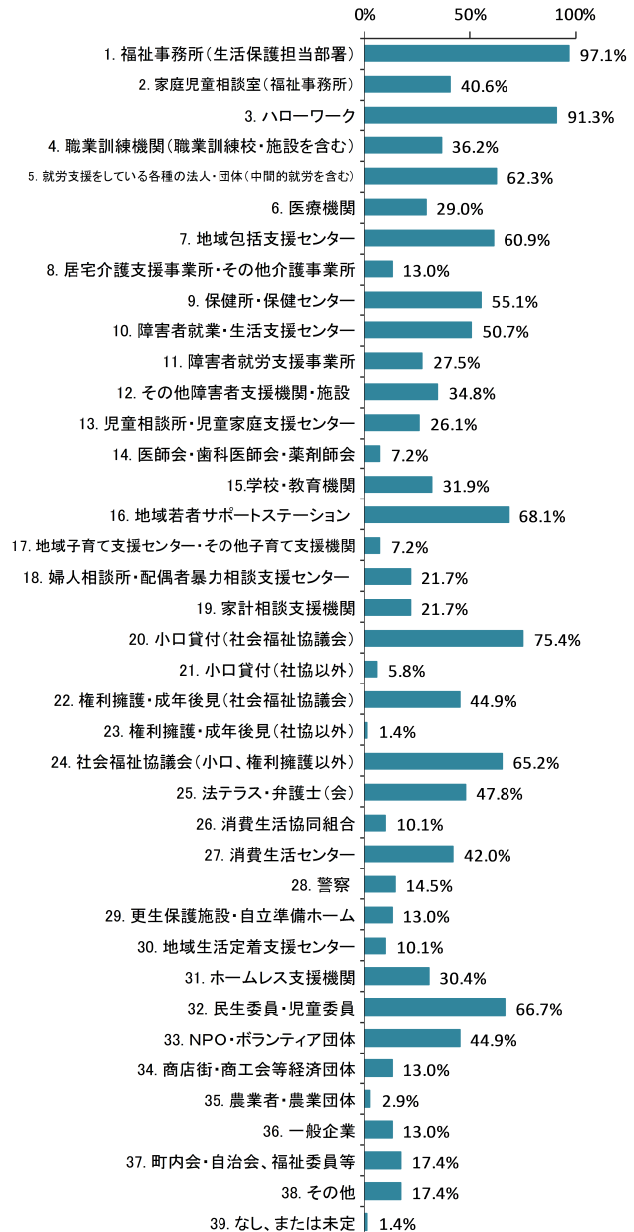
	件数	%
1. 紹介先への個人情報共有について本人の同意を得て紹介	9	90.0%
2. 相談内容を記した連絡票などを作成し紹介	3	30.0%
3. 連携に関する協定書などを作成	1	10.0%
4. その他	2	20.0%
全体	10	



6-④地域の生活困窮者支援体制構築にあたり、連携を呼びかける機関

(複数回答)

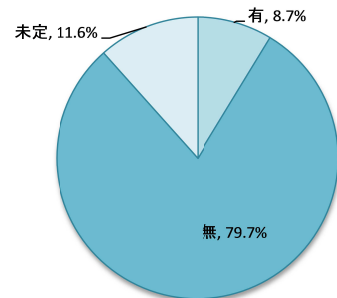
	件数	%
1. 福祉事務所(生活保護担当部署)	67	97.1%
2. 家庭児童相談室(福祉事務所)	28	40.6%
3. ハローワーク	63	91.3%
4. 職業訓練機関(職業訓練校・施設を含む)	25	36.2%
5. 就労支援をしている各種の法人・団体(中間的就労を含む)	43	62.3%
6. 医療機関	20	29.0%
7. 地域包括支援センター	42	60.9%
8. 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	9	13.0%
9. 保健所・保健センター	38	55.1%
10. 障害者就業・生活支援センター	35	50.7%
11. 障害者就労支援事業所	19	27.5%
12. その他障害者支援機関・施設	24	34.8%
13. 児童相談所・児童家庭支援センター	18	26.1%
14. 医師会・歯科医師会・薬剤師会	5	7.2%
15. 学校・教育機関	22	31.9%
16. 地域若者サポートステーション	47	68.1%
17. 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関	5	7.2%
18. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	15	21.7%
19. 家計相談支援機関	15	21.7%
20. 小口貸付(社会福祉協議会)	52	75.4%
21. 小口貸付(社協以外)	4	5.8%
22. 権利擁護・成年後見(社会福祉協議会)	31	44.9%
23. 権利擁護・成年後見(社協以外)	1	1.4%
24. 社会福祉協議会(小口、権利擁護以外)	45	65.2%
25. 法テラス・弁護士(会)	33	47.8%
26. 消費生活協同組合	7	10.1%
27. 消費生活センター	29	42.0%
28. 警察	10	14.5%
29. 更生保護施設・自立準備ホーム	9	13.0%
30. 地域生活定着支援センター	7	10.1%
31. ホームレス支援機関	21	30.4%
32. 民生委員・児童委員	46	66.7%
33. NPO・ボランティア団体	31	44.9%
34. 商店街・商工会等経済団体	9	13.0%
35. 農業者・農業団体	2	2.9%
36. 一般企業	9	13.0%
37. 町内会・自治会、福祉委員等	12	17.4%
38. その他	12	17.4%
39. なし、または未定	1	1.4%
全体	69	



7. 運営状況

7-①平成26年度に向けて設置形態及び委託先の変更の有無

	件数	%
有	6	8.7%
無	55	79.7%
未定	8	11.6%
計	69	100.0%



7-②どのように変更したか。またその理由（設置形態及び委託先の変更「有」を選択のみ）

主な内容

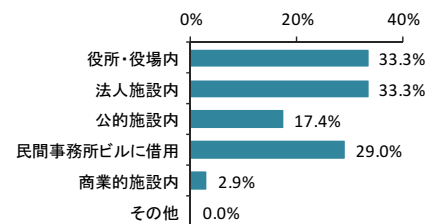
- ・26年度からセンターのある新潟、長岡、上越市からモデル事業を実施してもらうこととし、結果的には現在の各センターは、基本的には各市に引き継ぐ（各市からの委託）こととなった。これは27年度から福祉事務所設置自治体の実施主体となることを見据えての対応である。
- ・町村部及び他市については継続して県のモデル事業として実施予定である。ただし、町村部においては27年度を見据えて、別途事業者を募集して町村部に特化したモデル事業を実施予定である。
- ・市との共同設置構想に基づき、公募により受託者を選定するため。
- ・就労支援事業→中止：相談支援事業で包括的に対応。
- ・学習支援事業→直営から委託へ変更：事業開始に先行しH25年度に試行的に事業実施した結果、直営での継続の実施が困難と判断されたため

8. 自立相談支援機関の状況

8-①自立相談支援機関の設置場所

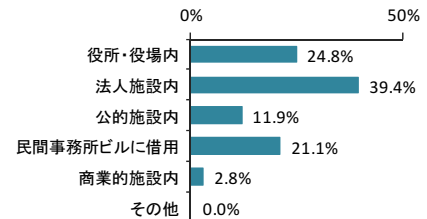
（複数回答）

	件数	%
役所・役場内	23	33.3%
法人施設内	23	33.3%
公的施設内	12	17.4%
民間事務所ビルに借用	20	29.0%
商業的施設内	2	2.9%
その他	0	0.0%
全体	69	



自立相談支援機関の設置カ所数

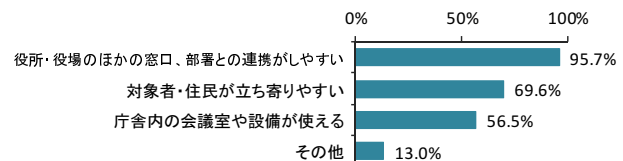
	カ所	%
役所・役場内	27	24.8%
法人施設内	43	39.4%
公的施設内	13	11.9%
民間事務所ビルに借用	23	21.1%
商業的施設内	3	2.8%
その他	0	0.0%
計	109	100.0%



8-②役所・役場内に設置してよかったと思う点（役所・役場内に設置の場合のみ）

（複数回答）

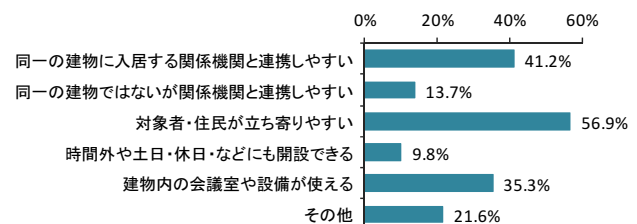
	件数	%
役所・役場のほかの窓口、部署との連携がしやすい	22	95.7%
対象者・住民が立ち寄りやすい	16	69.6%
庁舎内の会議室や設備が使える	13	56.5%
その他	3	13.0%
全体	23	



8-③役所・役場以外に設置してよかったと思う点（役所・役場以外に設置の場合のみ）

（複数回答）

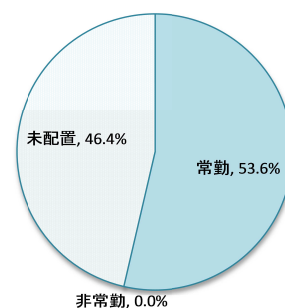
	件数	%
同一の建物に入居する関係機関と連携しやすい	21	41.2%
同一の建物ではないが関係機関と連携しやすい	7	13.7%
対象者・住民が立ち寄りやすい	29	56.9%
時間外や土日・休日・などにも開設できる	5	9.8%
建物内の会議室や設備が使える	18	35.3%
その他	11	21.6%
全体	51	178.4%



9. 職員体制

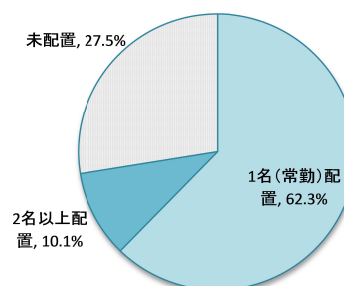
9-①管理者配置の有無

	件数	%
常勤	37	53.6%
非常勤	0	0.0%
未配置	32	46.4%
計	69	100.0%



9-①主任相談員配置の有無

	件数	%
1名(常勤)配置	43	62.3%
2名以上配置	7	10.1%
未配置	19	27.5%
計	69	100.0%

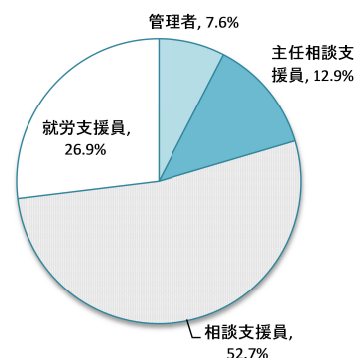


9-①自立相談支援機関に従事する職員数(兼務含む)

※記載のあった職員490人分について集計(兼任含む)。未配置、無回答は除く。

	件数	%
管理者	37	7.6%
主任相談支援員	63	12.9%
相談支援員	258	52.7%
就労支援員	132	26.9%
全体	490	100.0%

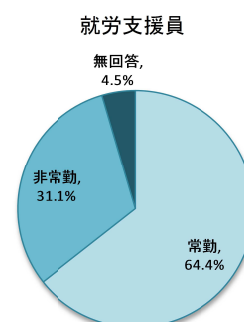
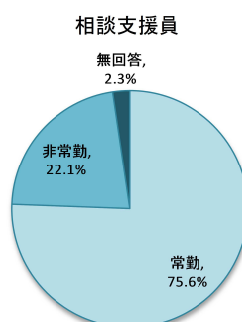
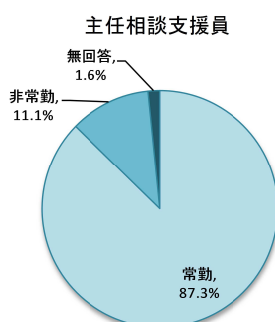
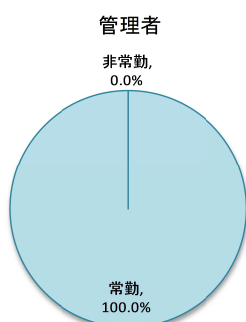
※相談支援員のうち、就労支援員との兼務: 94人



9-①自立相談支援機関に従事する職員の勤務形態

※記載のあった職員490人分について集計。

	管理者		主任相談支援員		相談支援員		就労支援員	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
常勤	37	100.0%	55	87.3%	195	75.6%	85	64.4%
非常勤	0	0.0%	7	11.1%	57	22.1%	41	31.1%
無回答	0	0.0%	1	1.6%	6	2.3%	6	4.5%
計	37	100.0%	63	100.0%	258	100.0%	132	100.0%

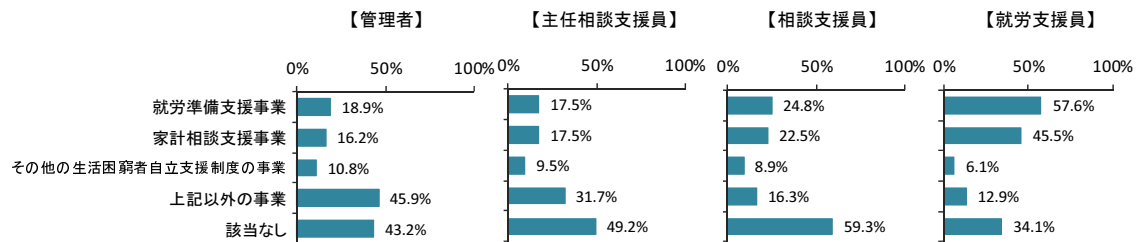


9-①自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況

※記載のあった職員490人分について集計。

(複数回答)

	管理者		主任相談支援員		相談支援員		就労支援員	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
就労準備支援事業	7	18.9%	11	17.5%	64	24.8%	76	57.6%
家計相談支援事業	6	16.2%	11	17.5%	58	22.5%	60	45.5%
その他の生活困窮者自立支援制度の事業	4	10.8%	6	9.5%	23	8.9%	8	6.1%
上記以外の事業	17	45.9%	20	31.7%	42	16.3%	17	12.9%
該当なし	16	43.2%	31	49.2%	153	59.3%	45	34.1%
全体	37		63		258		132	

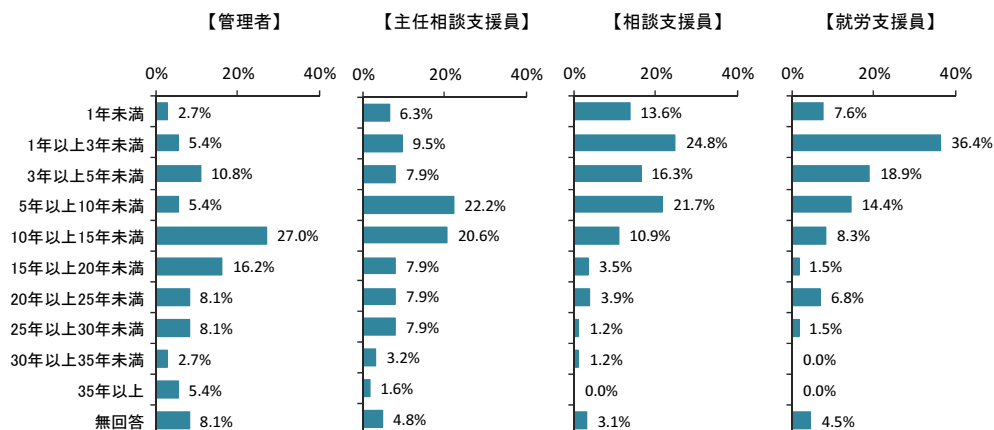


9-⑤職員の相談支援の経験年数

※記載のあった職員490人分について集計。

	管理者		主任相談支援員		相談支援員		就労支援員	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1年未満	1	2.7%	4	6.3%	35	13.6%	10	7.6%
1年以上3年未満	2	5.4%	6	9.5%	64	24.8%	48	36.4%
3年以上5年未満	4	10.8%	5	7.9%	42	16.3%	25	18.9%
5年以上10年未満	2	5.4%	14	22.2%	56	21.7%	19	14.4%
10年以上15年未満	10	27.0%	13	20.6%	28	10.9%	11	8.3%
15年以上20年未満	6	16.2%	5	7.9%	9	3.5%	2	1.5%
20年以上25年未満	3	8.1%	5	7.9%	10	3.9%	9	6.8%
25年以上30年未満	3	8.1%	5	7.9%	3	1.2%	2	1.5%
30年以上35年未満	1	2.7%	2	3.2%	3	1.2%	0	0.0%
35年以上	2	5.4%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	3	8.1%	3	4.8%	8	3.1%	6	4.5%
全体	37	100.0%	63	100.0%	258	100.0%	132	100.0%

(平均) 14.9 年 11.7 年 5.8 年 5.5 年

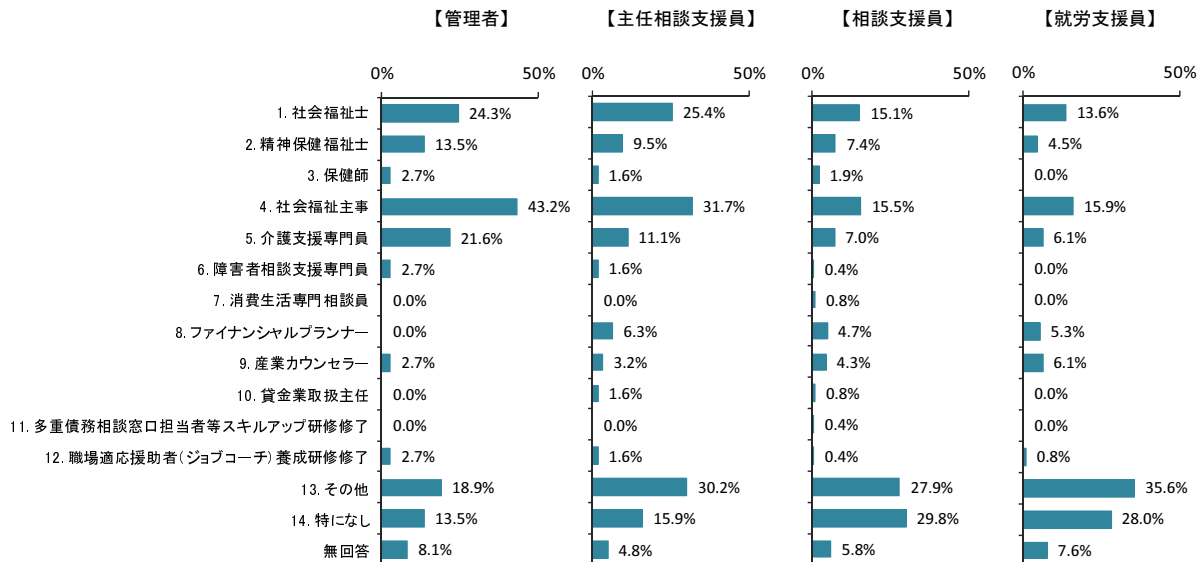


9-⑤職員の保有する資格

※記載のあった職員490人分について集計。

(複数回答)

	管理者		主任相談支援員		相談支援員		就労支援員	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 社会福祉士	9	24.3%	16	25.4%	39	15.1%	18	13.6%
2. 精神保健福祉士	5	13.5%	6	9.5%	19	7.4%	6	4.5%
3. 保健師	1	2.7%	1	1.6%	5	1.9%	0	0.0%
4. 社会福祉主事	16	43.2%	20	31.7%	40	15.5%	21	15.9%
5. 介護支援専門員	8	21.6%	7	11.1%	18	7.0%	8	6.1%
6. 障害者相談支援専門員	1	2.7%	1	1.6%	1	0.4%	0	0.0%
7. 消費生活専門相談員	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%	0	0.0%
8. ファイナンシャルプランナー	0	0.0%	4	6.3%	12	4.7%	7	5.3%
9. 産業カウンセラー	1	2.7%	2	3.2%	11	4.3%	8	6.1%
10. 貸金業取扱主任	0	0.0%	1	1.6%	2	0.8%	0	0.0%
11. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%
12. 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了	1	2.7%	1	1.6%	1	0.4%	1	0.8%
13. その他	7	18.9%	19	30.2%	72	27.9%	47	35.6%
14. 特になし	5	13.5%	10	15.9%	77	29.8%	37	28.0%
無回答	3	8.1%	3	4.8%	15	5.8%	10	7.6%
全体	37		63		258		132	



「その他」の資格

※「その他」の資格に記載のあった職員145人分について集計

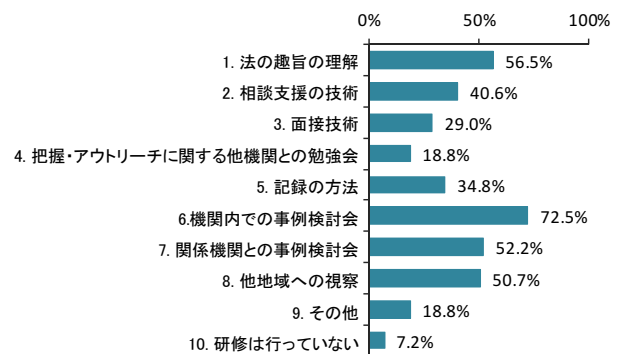
(複数回答)

	管理者		主任相談支援員		相談支援員		就労支援員		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
介護福祉士	0	0.0%	1	5.3%	10	13.9%	10	21.3%	21	14.5%
キャリアコンサルタント	2	28.6%	5	26.3%	7	9.7%	5	10.6%	19	13.1%
キャリアディベロップメントアドバイザー	1	14.3%	1	5.3%	7	9.7%	7	14.9%	16	11.0%
伴走型支援士	1	14.3%	3	15.8%	9	12.5%	3	6.4%	16	11.0%
臨床心理士、認定心理士、学校心理士、心理カウンセラー	1	14.3%	2	10.5%	8	11.1%	4	8.5%	15	10.3%
教諭	1	14.3%	4	21.1%	6	8.3%	2	4.3%	13	9.0%
保育士	0	0.0%	0	0.0%	6	8.3%	3	6.4%	9	6.2%
ヘルパー	1	14.3%	1	5.3%	4	5.6%	1	2.1%	7	4.8%
キャリアカウンセラー	0	0.0%	1	5.3%	4	5.6%	2	4.3%	7	4.8%
行政書士	1	14.3%	0	0.0%	3	4.2%	2	4.3%	6	4.1%
職業紹介責任者	1	14.3%	2	10.5%	0	0.0%	1	2.1%	4	2.8%
看護師・准看護師	0	0.0%	0	0.0%	3	4.2%	0	0.0%	3	2.1%
養護教諭	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.1%	2	1.4%
障害者職業生活相談者	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.1%	2	1.4%
宅地建物主任者	1	14.3%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.1%	3	2.1%
調理師	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
社会保険労務士	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	0.7%
日本語教教師	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
中小企業診断士	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%	1	0.7%
スポーツ指導員	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
防災士	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
年金アドバイザー	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
精神障害者支援ボランティア	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
管理業務主任者	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.1%	2	1.4%
記載なし	0	0.0%	0	0.0%	3	4.2%	14	29.8%	17	11.7%
全体	7		19		72		47		145	

9-②職員研修について実施したこと

(複数回答)

	件数	%
1. 法の趣旨の理解	39	56.5%
2. 相談支援の技術	28	40.6%
3. 面接技術	20	29.0%
4. 把握・アウトリーチに関する他機関との勉強会	13	18.8%
5. 記録の方法	24	34.8%
6. 機関内での事例検討会	50	72.5%
7. 関係機関との事例検討会	36	52.2%
8. 他地域への視察	35	50.7%
9. その他	13	18.8%
10. 研修は行っていない	5	7.2%
全体	69	

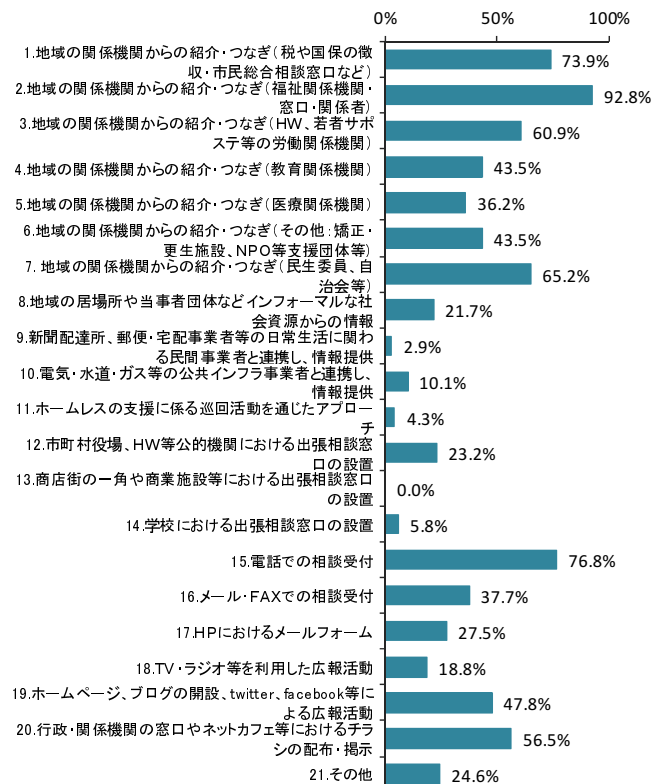


10. 把握・アウトリーチの方法

10-①支援対象者の把握・アウトリーチの方法

(複数回答)

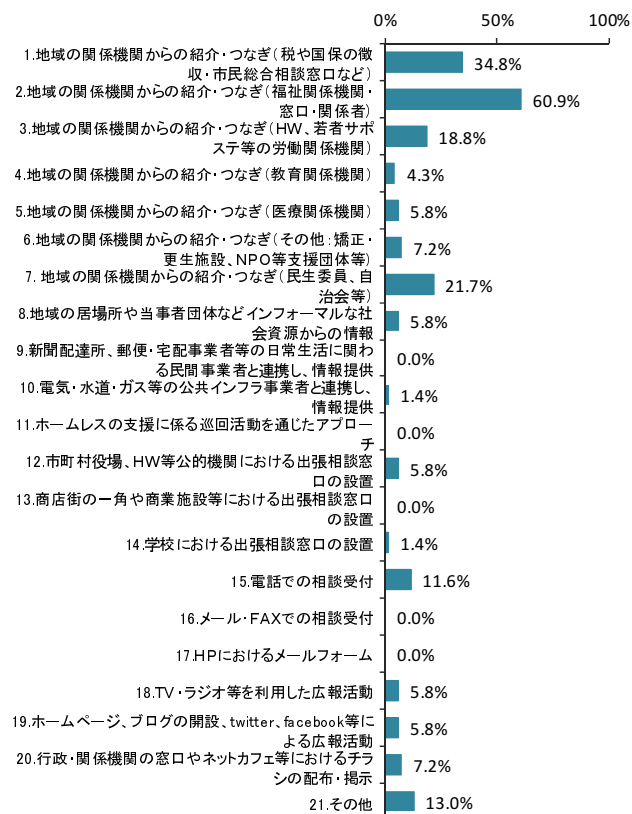
	件数	%
1.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(税や国保の徴収・市民総合相談窓口など)	51	73.9%
2.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(福祉関係機関・窓口・関係者)	64	92.8%
3.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(HW、若者サポステ等の労働関係機関)	42	60.9%
4.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(教育関係機関)	30	43.5%
5.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(医療関係機関)	25	36.2%
6.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(その他:矯正・更生施設、NPO等支援団体等)	30	43.5%
7.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(民生委員、自治会等)	45	65.2%
8.地域の居場所や当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報	15	21.7%
9.新聞配達所、郵便・宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供	2	2.9%
10.電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供	7	10.1%
11.ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ	3	4.3%
12.市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置	16	23.2%
13.商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置	0	0.0%
14.学校における出張相談窓口の設置	4	5.8%
15.電話での相談受付	53	76.8%
16.メール・FAXでの相談受付	26	37.7%
17.HPにおけるメールフォーム	19	27.5%
18.TV・ラジオ等を利用した広報活動	13	18.8%
19.ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動	33	47.8%
20.行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示	39	56.5%
21.その他	17	24.6%
全体	69	



10-②支援対象者の把握・アウトリーチの方法(特に重視している方法、上位3つまで)

(複数回答)

	件数	%
1.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(税や国保の徴収・市民総合相談窓口など)	24	34.8%
2.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(福祉関係機関・窓口・関係者)	42	60.9%
3.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(HW、若者サポステ等の労働関係機関)	13	18.8%
4.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(教育関係機関)	3	4.3%
5.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(医療関係機関)	4	5.8%
6.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(その他:矯正・更生施設、NPO等支援団体等)	5	7.2%
7.地域の関係機関からの紹介・つなぎ(民生委員、自治会等)	15	21.7%
8.地域の居場所や当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報	4	5.8%
9.新聞配達所、郵便・宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供	0	0.0%
10.電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供	1	1.4%
11.ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ	0	0.0%
12.市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置	4	5.8%
13.商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置	0	0.0%
14.学校における出張相談窓口の設置	1	1.4%
15.電話での相談受付	8	11.6%
16.メール・FAXでの相談受付	0	0.0%
17.HPにおけるメールフォーム	0	0.0%
18.TV・ラジオ等を利用した広報活動	4	5.8%
19.ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動	4	5.8%
20.行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示	5	7.2%
21.その他	9	13.0%
全体	69	



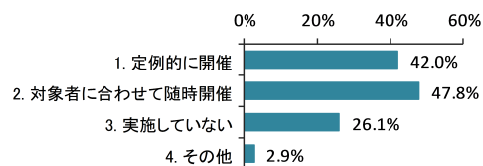
11. 支援調整会議の実施

11-①開催頻度

(複数回答)

	件数	%
1. 定例的に開催	29	42.0%
2. 対象者に合わせて随時開催	33	47.8%
3. 実施していない	18	26.1%
4. その他	2	2.9%
全体	69	

※「1.定例的に開催」と「2.随時開催」の両方を選択した圏域は12圏域



11-②1回あたり取扱いケース件数

定例的に開催 平均 6.0 件

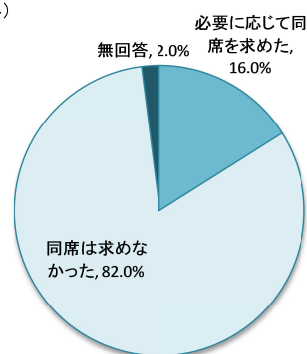
※回答のあった29件のうち、
記載のあった28件について集計

随時開催 平均 2.7 件

※回答のあった33件のうち、
記載のあった32件について集計

11-④本人の同席について(開催時期で「定例的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ)

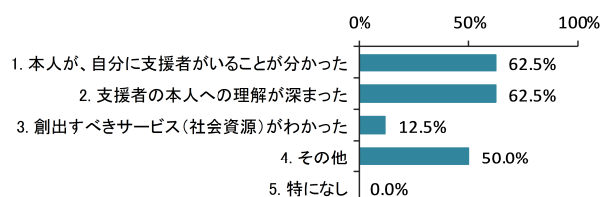
	件数	%
同席を求めた	0	0.0%
必要に応じて同席を求めた	8	16.0%
同席は求めなかった	41	82.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%



11-④本人が同席したことによる効果(本人の同席で「同席を求めた」「必要に応じて求めた」を選択のみ)

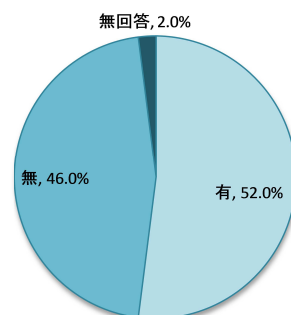
(複数回答)

	件数	%
1. 本人が、自分に支援者がいることが分かった	5	62.5%
2. 支援者の本人への理解が深まった	5	62.5%
3. 創出すべきサービス(社会資源)がわかった	1	12.5%
4. その他	4	50.0%
5. 特になし	0	0.0%
全体	8	



11-⑤個々の検討から地域課題として認識されたことがあったか(開催時期で「定例的に開催」「対象者に合わせて随時開催」を選択のみ)

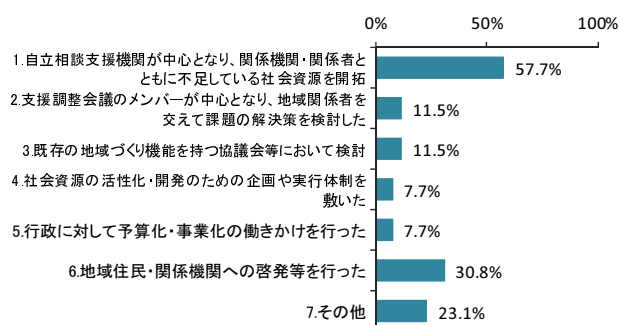
	件数	%
有	26	52.0%
無	23	46.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%



11-⑥個々の検討から把握される地域課題の対応方法(予定)(個々の検討から地域課題として認識されたことが「有」と回答した場合のみ)

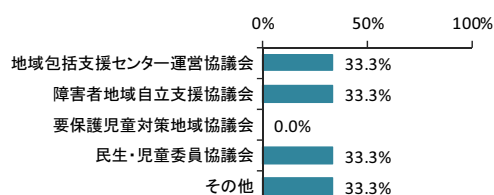
(複数回答)

	件数	%
1.自立相談支援機関が中心となり、関係機関・関係者とともに不足している社会資源を開拓	15	57.7%
2.支援調整会議のメンバーが中心となり、地域関係者を交えて課題の解決策を検討した	3	11.5%
3.既存の地域づくり機能を持つ協議会等において検討	3	11.5%
4.社会資源の活性化・開発のための企画や実行体制を敷いた	2	7.7%
5.行政に対して予算化・事業化の働きかけを行った	2	7.7%
6.地域住民・関係機関への啓発等を行った	8	30.8%
7.その他	6	23.1%
全体	26	



3.既存の地域づくり機能を持つ協議会等において検討 (複数回答)

	件数	%
地域包括支援センター運営協議会	1	33.3%
障害者地域自立支援協議会	1	33.3%
要保護児童対策地域協議会	0	0.0%
民生・児童委員協議会	1	33.3%
その他	1	33.3%
全体	3	

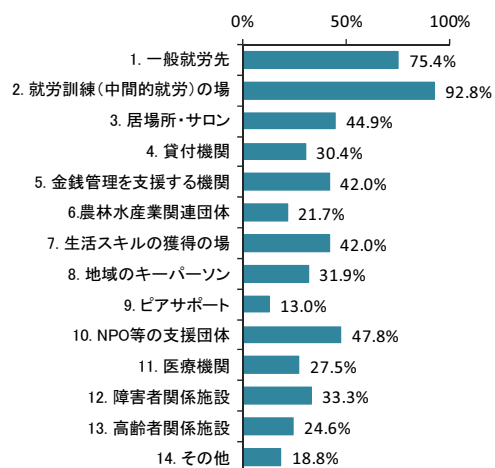


16. 地域づくり

12-①連携したい社会資源

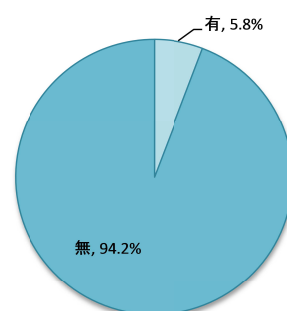
(複数回答)

	件数	%
1.一般就労先	52	75.4%
2.就労訓練(中間的就労)の場	64	92.8%
3.居場所・サロン	31	44.9%
4.貸付機関	21	30.4%
5.金銭管理を支援する機関	29	42.0%
6.農林水産業関連団体	15	21.7%
7.生活スキルの獲得の場	29	42.0%
8.地域のキーパーソン	22	31.9%
9.ピアサポート	9	13.0%
10.NPO等の支援団体	33	47.8%
11.医療機関	19	27.5%
12.障害者関係施設	23	33.3%
13.高齢者関係施設	17	24.6%
14.その他	13	18.8%
全体	69	



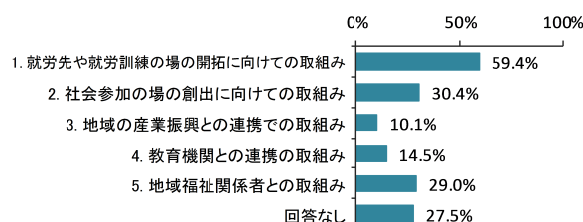
12-②行政の仕事の一部を生活困窮者の訓練等の作業に振り分け

	件数	%
有	4	5.8%
無	65	94.2%
計	69	100.0%



12-③生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること

(複数回答)		
	件数	%
1. 就労先や就労訓練の場の開拓に向けての取組み	41	59.4%
2. 社会参加の場の創出に向けての取組み	21	30.4%
3. 地域の産業振興との連携での取組み	7	10.1%
4. 教育機関との連携の取組み	10	14.5%
5. 地域福祉関係者との取組み	20	29.0%
回答なし	19	27.5%
全体	69	



【具体的な取り組み】

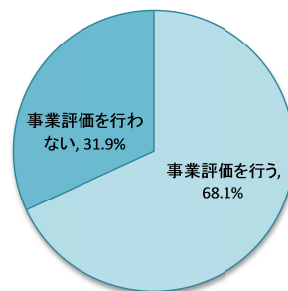
・中間的就労の勉強会(参加対象者 中間的就労に興味がある民間企業等)において、中間的就労及び生活困窮者の理解を図るとともに、中間的就労の先進的事例を紹介し、民間企業等が中間的就労の受入ができるようなサポートを実施している。
・就労準備支援事業委託事業者と連携し、訓練先の企業開拓や訓練センターの設立を目指している。
・別に受託している災害時要援護者の把握に合わせ、福祉マップを更新。この作業を通して地域課題を洗い出している。
・町内会単位で地域の孤立世帯に対して、地域行事への参加の呼びかけを行なっている。
・日赤婦人部と連携し、ボランティア活動を通じての地域づくりを検討している。(例えば、買物弱者に対する買物支援等)
・保護司会と連携し、更生保護サポートセンターの設置に取り組んでいる。
・日頃の家事援助や見守り、ゴミ出し等を行なう助け合い活動団体の普及・啓発
・基礎自治体を回って、状況やニーズを聞くところから始めている。
・社会福祉法人、労働者協同組合での就労訓練をお願いしている。
・地域の NPO に社会参加の場として受入をお願いしている。
・若者自立支援施策として、若者サポートステーション(職業的自立に向けた相談)、青少年相談センター(ひきこもり等青少年に関する総合相談)、地域ユースプラザ(ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所)、よこはま型若者自立塾(合宿形式による生活訓練・就労体験)等の事業を実施している。その中で、教育機関や地域福祉関係者との連携強化を図っている。
・生活困窮者支援ネットワーク会議を立ち上げ、地域の社会福祉法人、NPO 法人と生活困窮者を地域で支援するためのネットワークを構築
・地域の生活困窮者に関する情報の掘り起こし(地域包括支援センターなどこれまで以上に地域福祉の関係者との連携により、地域で埋もれた生活困窮者に関する情報を掘り起こし、支援に結びつける。)
・就労体験プログラムの実施
・委託事業者(ぎふ NPO センター)は「支援団体」のネットワークが基礎となっていることから岐阜県内の5圏域の内、3圏域については不十分ながらネットワークが構築されており、そのネットワーク定例会に於いて更なる繋がりができている。残りの2圏域についても支援員の配置等に関して調査を行っており、各圏域での社会資源ネットワークづくり事業を実施している。また、岐阜県にあっては、「緊急雇用事業」を活用し、社会資源の掘り起こしや中間的就労機能を持つ団体の設立支援を進めている。
・自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託した理由として、生活困窮者の個別支援をする中で抽出された地位課題を、しっかり地域にフィードバックしたうえで、地域住民や地域の事業が主体となり支援ネットワークや社会資源創出をすることが重要な課題である。
・社会福祉協議会は、社会福祉法で位置づけられている地域福祉推進のための民間組織であるため、本人への寄り添い型支援や地域住民の育成等がしやすいという特性がある。
・そのような意味で、個別支援と地域づくりを一体に行えるのは社会福祉協議会の特性であり、社会福祉協議会が支援している地区社会福祉協議会(生活圏域ごとの住民自治組織)や地域の事業所等を連結させ、生活困窮者へのアウトリーチや地域での支援システムの構築を目指して

いる。
・中間的就労事業の協力依頼
・生活困窮者自立促進支援モデル事業運営推進協議会を設置し、地域のネットワークづくりを進めている。また就労訓練の場の提供先の代表者を委員に加え、本事業の啓発も行っている。
・就労体験や中間的就労の場の提供等に協力していただく団体等の開拓に努めている。（「きょうと生活・就労おうえん団」を設立し登録を募集）
・定時制高校を定期的訪問し、生活・就労相談を実施。
・地域の民生・児童委員協議会の総会等に参加し、事業概要を説明
・学習支援事業の実施について、包括協定を結んでいる大学と実施内容等について検討中
・今年度は、中間的就労の調査研究により、市内の各種事業所に対して、無償・有償の訓練の受け入れが出来ないか。また、受け入れられるならアルバイトなどへの昇格は可能か。そして、受け入れが出来るにしても出来ないにしても、受け入れるための障壁は何かをアンケートによるデータ集めを行っている。これを年度末までに集計・研究してもらい、次年度の訓練の推進に活かすとともに、手法等々を知ってもらうために報告フォーラムを実施する。 ・同時に、市内の農林・商工・契約関係部署にアプローチをして、1次産業系の補助金や緊急雇用の補助金を活用した訓練事業や、生活困窮者支援をすることで契約や入札での優遇制度の検討依頼などを行っている。 ・最後に、生活保護受給者が中心となっているが、当事者たちの居場所確保と仕事おこしが進むよう、当事者への支援を始めている。 ・来年度については、今年度の調査研究を踏まえて、良い回答を得られた事業所を中心に就業訓練を実施し活発化させていきたい。 ・また、就労の意欲喚起を含めて農業による長期セミナー（就労スキルの向上のみではなく、困窮して食糧を必要としている人に作った作物を提供したり、通常通り売却したりして、自己有用感の向上を強く意識したセミナー）を実施する予定であり、現在、農家と調整中である。
・あいさつ回りをし、関係を築ききっかけとするため、現在施設などを抽出中
・パーソナル・サポート・モデル・プロジェクトでの取り組みを継続し、一般企業への中間的就労の場の確保のためのアプローチや、あらゆる支援パターンを想定した、幅広い他の支援機関等との連携を日常的に進めている。
・就労準備支援事業では、地元企業に対して就労体験の受け入れ先を開拓している
・地域の中で独居生活を送っている重度身体障がい者支援を通じての地域づくりへの取組 ・本人を交えた関係機関とのケース会議の開催
・住民を含めた行政と社会福祉協議会が連携する中土佐型包括支援ネットワークを構築する検討を始めた
・地域の事業者に対し、就労もしくは職場体験等をお願いし、地域での助け合い、支え合いにつなげる
1. 就労訓練の場の開拓に向けての取り組み ・市内 700 社を超える事業所に高校生以上の職場体験受入れの実施実績についてのアンケートを実施し、実績ありとの回答があった 104 社の中から 30 社程度を絞り、就労訓練の受入れの協議を行っている。 2. 教育機関との連携の取り組み ・受託事業者は、市教育委員会が実施している市立小中学校の不登校支援事業の受託事業者でもあり、不登校の生徒のうち、支援が必要な生徒に対して、学習支援や家庭の生活改善を実施している。
・社会福祉法人の地域貢献モデルとしての無料定額宿泊事業の実施の検討 ・中間的就労を含む、就労体験の場の開拓に向け、関係機関との意見交換体制の整備 ・具体的なものがインセンティブ等の情報がはっきりしないと動きにくいと判断 ・さらに就労支援は一体的なものであることから、中間的就労の場や就労準備支援事業の実施を個別で検討すると、ステップとしての連携が失われることを考え、一体的な支援体制と場の開拓を検討協議している。
・平成 26 年度に見直しを予定している「市地域福祉計画」において、生活困窮者支援に関する具体的な取り組みについて議論していく予定である。
・26 年度以降の取組み予定 1 就労の訓練・体験の場及び社会参加の場の確保 2 民生・児童委員との連携（制度周知、必要に応じて情報共有） 3 教育施策との連携（既に就学援助などは実施、学力向上支援（生活困窮に限らない）も一部実施済み）
・すべての項目が今後の予定です。

13. 事業評価

13-①モデル事業実施後の事業評価の実施について

	件数	%
事業評価を行う	47	68.1%
事業評価を行わない	22	31.9%
計	69	100.0%



【実施状況調査票項目】※年度末終了時

自治体名	〇〇県 〇〇市	記入日	平成 年 月 日
担当部署名		担当者	
電話番号		FAX	
E-mail			

【平成 26 年 3 月 1 日現在の状況をお答えください】

I 対象圏域に関すること

1. 対象圏域	1-① 対象圏域																				
	※対象圏域とは、「モデル事業の実施対象地域」とします。																				
	<table border="1"> <tr> <th>圏域名</th> <th colspan="4">構成する市区町村名</th> </tr> <tr> <td>北部圏域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南部圏域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	圏域名	構成する市区町村名				北部圏域					南部圏域									
	圏域名	構成する市区町村名																			
北部圏域																					
南部圏域																					
(※) 1 区、1 市のみの場合は構成する市町村は空欄のままで結構です。																					

↓

以下の設問は、**圏域ごと**にご記入ください。
(複数の圏域に分けて実施する場合は、それぞれ**圏域ごと**に回答して下さい。)

1

↓ 以下の全ての設問は、**圏域ごと**に回答して下さい。
(複数の圏域がある場合は、必要部数をコピーの上、ご回答願います。)

圏域名	
相談受付窓口を開設した年月日	年 月 日

II 地域の概況に関すること

※モデル事業を実施する「モデル自治体(対象地域)」についての情報をご記入ください。

2. 基礎項目	2-① 総人口	:	人 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
---------	---------	---	-----------------------

III モデル事業実施状況に関すること

●モデル事業全体に関すること	
3. 名称	3-① 自立相談支援機関の名称が決まっている場合はご記入下さい。 ※同一圏域内に複数ある場合は全てご記入下さい
4. 事業内容	4-① モデル事業で実施する事業 (複数回答) : ☐ 1. 自立相談支援事業 ☐ 2. 就労準備支援事業 ☐ 3. 就労訓練事業 (中間的就労) の推進 ☐ 4. 家計相談支援事業 ☐ 5. その他の事業 ((例) 学習支援、一時生活支援) () () ()
●推進体制に関すること	
5. 庁内体制の整備	5-① 庁内関係部署との具体的な協議の場 (連絡会・連絡協議会、準備委員会等) の設置状況 : ☐ 1. 有 ☐ 2. 無 (5-①庁内との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ) 5-② 上記協議の場での具体的な協議内容について、下記より選んでください。(複数回答) ☐ 1. 制度に関する周知・理解 ☐ 2. 他部署からの紹介体制の構築 (もともと構築されていた場合も) (※2 を選択した場合、下記にもご回答ください。(複数回答)) ☐ 2-1. 紹介先への個人情報共有について本人の同意を得て紹介 ☐ 2-2. 相談内容を記した連絡票などを作成し紹介 ☐ 2-3. その他 () ☐ 3. 他制度との併用についての協議 ☐ 4. 計画、施策の策定についての協議 ☐ 5. その他 ()

2

	5-③ 庁内連携により、対象者の把握や支援方策の強化につながった具体的な事例があれば、記入してください。
6. 庁外関係機関との連携体制	6-① モデル事業における庁外の関係機関・関係者との協議の場 (連絡会・連絡協議会、準備委員会等) の設置状況 : ☐ 1. 有 ☐ 2. 無 (6-①庁外との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ) 6-② 設置時期 : ☐ 1. モデル事業開始前 ☐ 2. モデル事業開始後 (6-①庁外との協議の場が「1. 有」と選択した場合のみ) 6-③ 上記協議の場での協議内容について、下記より選んでください。(複数回答) : ☐ 1. 制度に関する周知・理解 ☐ 2. 各機関の活動内容の周知 ☐ 3. 対象者の洗い出し ☐ 4. 事例検討 ☐ 5. 支援における具体的なルールづくり (※5 を選択した場合、下記にもご回答ください。(複数回答)) ☐ 5-1. 紹介先への個人情報共有について本人の同意を得て紹介 ☐ 5-2. 相談内容を記した連絡票などを作成 ☐ 5-3. 連携に関する協定書などを作成 ☐ 5-4. その他 () ☐ 6. 支援メニューの創出に関する協議 ☐ 7. その他 () 6-④ モデル事業において、地域の生活困窮者支援体制を構築するにあたり、実際に連携を呼びかけた機関 (複数回答) ※協議会等への参加の有無は問いません : ☐ 1. 福祉事務所 (生活保護担当部署) ☐ 2. 家庭児童相談室 (福祉事務所) ☐ 3. ハローワーク ☐ 4. 職業訓練機関 (職業訓練校・施設を含む) ☐ 5. 就労支援をしている各種の法人・団体 (中間的就労を含む) ☐ 6. 医療機関 ☐ 7. 地域包括支援センター ☐ 8. 居宅介護支援事業所・その他介護事業所 ☐ 9. 保健所・保健センター ☐ 10. 障害者就業・生活支援センター ☐ 11. 障害者就労支援事業所 (※) ☐ 12. その他障害者支援機関・施設 ☐ 13. 児童相談所・児童家庭支援センター ☐ 14. 医師会・歯科医師会・薬剤師会 ☐ 15. 学校・教育機関 ☐ 16. 地域若者サポートステーション ☐ 17. 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関 ☐ 18. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター ☐ 19. 家計相談支援機関 ☐ 20. 小口貸付 (社会福祉協議会) ☐ 21. 小口貸付 (社協以外) ☐ 22. 権利擁護・成年後見 (社会福祉協議会) ☐ 23. 権利擁護・成年後見 (社協以外) ☐ 24. 社会福祉協議会 (小口、権利擁護以外) ☐ 25. 法テラス・弁護士 (金) ☐ 26. 消費生活協同組合 ☐ 27. 消費生活センター ☐ 28. 警察 ☐ 29. 更生保護施設・自立準備ホーム ☐ 30. 地域生活定着支援センター ☐ 31. ホームレス支援機関 ☐ 32. 民生委員・児童委員 ☐ 33. NPO・ボランティア団体 ☐ 34. 商店街・商工会等経済団体 ☐ 35. 農業者・農業団体 ☐ 36. 一般企業 ☐ 37. 町内会・自治会、福祉委員会等 ☐ 38. その他 () ☐ 39. なし、または未定 (※) 就労移行事業所、就労継続支援 A・B 型事業所等障害者の就労支援に関する事業所のこと

3

7. 運営状況	7-① 平成 26 年度に向けて設置形態 (直営/委託) 及び委託先の変更の有無 : ☐ 1. 有 ☐ 2. 無 ☐ 3. 未定 7-② 上記で「1. 有」を選択した場合に、どのように変更したか、またその理由をご記入ください。
8. 自立相談支援機関の状況	8-① 自立相談支援機関の設置場所、及び箇所数 : ☐ 1. 役所・役場内 [箇所] ☐ 2. 法人施設内 [箇所] ☐ 3. 公的施設内 [箇所] ☐ 4. 民間事務所ビルに借用 [箇所] ☐ 5. 商業的施設内 [箇所] ☐ 6. その他 () [箇所] (8-① 自立相談支援機関の設置場所が「1. 役場・役所内」と選択した場合のみ) 8-② 役場・役所内に設置して良かったと思う点 (複数回答) : ☐ 1. 役所・役場の他の窓口、部署との連携しやすい ☐ 2. 対象者・住民が立ち寄りやすい ☐ 3. 庁舎内の会議室や設備が使える ☐ 4. その他 () (8-② 自立相談支援機関の設置場所が「1. 役場・役所内」以外を選択した場合のみ) 8-③ 役場・役所以外に設置して良かったと思う点 (複数回答) : ☐ 1. 同一の建物に利用する関係機関と連携しやすい ☐ 2. 同一の建物ではないが、関係機関との連携しやすい ☐ 3. 対象者・住民が立ち寄りやすい ☐ 4. 時間外や土・日・休日などにも開設できる ☐ 5. 建物内の会議室や設備が使える ☐ 6. その他 ()

4

9. 職員体制
(複数ヶ所を設置している場合は、合計した数をご記入ください)

9-① 自立相談支援機関に従事する職員の勤務形態・経験年数・資格等について、ご記入・選択してください。(平成26年3月1日現在)
職員が多く、端が不足する場合はお手数ですが追加してご記入願います。

		他事業との業務(下記から選んで数字を記入) ※複数回答	相談支援の経験年数	保有資格(下記から選んで数字を記入) ※複数回答
管理者	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤 ☐ 3. 未配置			年
主任	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤 ☐ 3. 未配置			年
相談支援員	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤 ☐ 3. 未配置			年
相談支援員(うち就労支援員と兼務する人)	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤 ☐ 3. 未配置			年
就労支援員	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤 ☐ 3. 未配置			年

【保有資格】保有資格の欄に、以下の数字を選んで記入してください
1. 社会福祉士 2. 精神保健福祉士 3. 保健師
4. 社会福祉主事 5. 介護支援専門員 6. 障害者相談支援専門員
7. 消費生活専門相談員 8. カウンセリング・シナ
9. 産業カウンセラー 10. 資金業取扱主任
11. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了
12. 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了
13. その他(具体的に:) 14. 特になし

【他事業との兼務】他事業との業務の欄に、兼務している事業を全て選び、記入してください
1. 就労準備支援事業 2. 家計相談支援事業
3. その他の生活困窮者自立支援制度の事業
4. 上記以外の事業(例: 母体法人の事業等)

5

9-② 職員研修について実施したことがあれば選んでください。(複数回答)

☐1. 法の趣旨の理解
☐2. 相談支援の技術
☐3. 面接技術
☐4. 把握・アウトリーチに関する他機関との勉強会
☐5. 記録の方法
☐6. 機関内での事例検討会
☐7. 関係機関との事例検討会
☐8. 他地域への視察
☐9. その他()
☐10. 研修は行っていない

10. 把握・アウトリーチの方法

10-① 支援対象者の把握・アウトリーチの方法(複数回答) :
☐1. 行政内関係部署からの紹介・つなぎ(税や国保の徴収・市民総合相談窓口など)
☐2. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(福祉関係機関・窓口・関係者)
☐3. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(HW、若者サポステ等の労働関係機関)
☐4. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(教育関係機関)
☐5. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(医療関係機関)
☐6. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(その他: 矯正・更生施設、NPO等支援団体等)
☐7. 地域の関係機関からの紹介・つなぎ(民生委員、自治会等)
☐8. 地域の居場所等当事者団体などインフォーマルな社会資源からの情報
☐9. 新聞配達所、郵便、宅配事業者等の日常生活に関わる民間事業者と連携し、情報提供
☐10. 電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者と連携し、情報提供
☐11. ホームレスの支援に係る巡回活動を通じたアプローチ
☐12. 市町村役場、HW等公的機関における出張相談窓口の設置
☐13. 商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置
☐14. 学校における出張相談窓口の設置
☐15. 電話での相談受付
☐16. メール・FAXでの相談受付
☐17. HPにおけるメールフォーム
☐18. TV・ラジオ等を利用した広報活動
☐19. ホームページ、ブログの開設、twitter、facebook等による広報活動
☐20. 行政・関係機関の窓口やネットカフェ等におけるチラシの配布・掲示
☐21. その他(具体的に:)

10-② 上記で選んだ把握・アウトリーチの方法のうち、特に効果的であった方法を3つまで選び、該当する番号と具体的な実施手法をご記入ください。

方法(10-①の選択 番号より選択)	具体的な実施手法等
1	
2	
3	

6

11. 支援調整会議の実施(実際に実施したこと)

11-① 開催頻度(複数回答) :
☐1. 定期的に開催 → (具体的に: 例) 毎週●曜日の午前中、週●回、月●回)
☐2. 対象者に合わせて随時開催
☐3. 実施していない
☐4. その他()

11-② 1回あたり取扱いケースのおおむねの件数 :
定期的に開催 件 随時開催 件

(11-①開催時期で「1. 定期的に開催」または「2. 対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ)
11-③ 本人の同席について :
☐1. 同席を求めた ☐2. 必要に応じて同席を求めた ☐3. 同席は求めなかった

(11-③本人の同席について「1. 同席を求めた」または「2. 必要に応じて同席を求めた」を選択した場合のみ)
11-④ 本人が同席したことによる効果について :
☐1. 本人が、自分に支援者がいることがわかった
☐2. 支援者の本人への理解が深まった
☐3. 創出すべきサービス(社会資源)がわかった
☐4. その他()
☐5. 特になし

(11-①開催時期で「1. 定期的に開催」または「2. 対象者に合わせて随時開催」を選択した場合のみ)
11-④ 個々の検討から地域課題として認識されたことがあったか :
☐1. 有 ☐2. 無

11-⑤ 個々の検討から把握される地域課題の対応方法(実施)(複数回答) :
☐1. 自立相談支援機関が中心となり、関係機関・関係者とともに不足している社会資源を開拓
☐2. 支援調整会議のメンバーが中心となり、地域関係者を迎えて課題の解決策を検討した
☐3. 既存の地域づくり機能を持つ協議会等において検討
(※3を選択した場合、下記にご回答ください。(複数回答))
☐3-1. 地域包括支援センター運営協議会
☐3-2. 障害者地域自立支援協議会
☐3-3. 要保護児童対策地域協議会
☐3-4. 民生・児童委員協議会
☐3-5. その他()
☐4. 社会資源の活性化・開拓のための企画や実行体制を敷いた
☐5. 行政に対して予算化・事業化の働きかけを行った
☐6. 地域住民・関係機関への啓発等を行った
☐7. その他()

7

12. 地域づくり

12-① 社会資源として、連携強化したい機関はどのようなものですか(複数回答) :
☐1. 一般就労先 ☐2. 就労訓練(中間的就労)の場
☐3. 居場所・サロン ☐4. 貸付機関
☐5. 金融管理を支援する機関 ☐6. 農林水産業関連団体
☐7. 生活スキルの獲得の場 ☐8. 地域のキーパーソン
☐9. ピアサポート
☐10. NPO等の支援団体
(具体的な活動内容(例: 炊き出し、無料低額宿泊所等))
☐11. 医療機関 ☐12. 障害者関係施設
☐13. 高齢者関係施設
☐14. その他()

12-② 行政の仕事の一部を生活困窮者の訓練等の作業に振り分けたことはありますか。 :
☐1. 有 ☐2. 無

12-③ 生活困窮者支援を通じた「地域づくり」について、現在行っていること、予定していることがあれば選択して下さい。また、具体的な取り組みがあれば記載して下さい。
☐1. 就労先や就労訓練の場の開拓に向けての取り組み
☐2. 社会参加の場の創出に向けての取り組み
☐3. 地域の産業振興との連携での取り組み
☐4. 教育機関との連携の取り組み
☐5. 地域福祉関係者との取り組み
[具体的な取り組み]

●事業評価について

13. 事業評価

13-① モデル事業実施後の事業評価の実施について :
☐1. 事業評価を行う ☐2. 事業評価を行わない

8

Ⅳ 家計相談支援事業に関すること（日本総合研究所）

22. 運営状況 (日本総研作成)	22-① 家計相談支援機関の設置形態： ☐ 1. 直営 ☐ 2. 委託 ☐ 3. 直営+委託																																																												
	22-② 平成 26 年度に向けて設置形態（直営／委託）及び委託先を変更予定の有無： ☐ 1. 有 ☐ 2. 無 ☐ 3. 未定																																																												
	22-③ 上記で「1. 有」を選択した場合に、その理由をご記入ください。																																																												
23. 職員体制 (日本総研作成)	23-① 平成 26 年 3 月 1 日時点における家計相談支援機関の職員配置数： <table><tr><th rowspan="2">職員数 (計)</th><th colspan="2">相談支援に従事する職員</th><th colspan="2">その他の事務職員</th></tr><tr><th>常 勤</th><th>非常勤</th><th>常 勤</th><th>非常勤</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤																																																			
職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員																																																										
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤																																																									
	23-② 家計相談支援に従事する職員の勤務形態・経験年数・資格等について、ご記入ください（平成 26 年 3 月 1 日時点）。 ※職員が多く、欄が不足する場合はお手数ですが追加してご記入願います。 <table><tr><th rowspan="2">管理 者 に お ける 番 号</th><th rowspan="2">勤務 形 態</th><th>他事業との兼務（下 記から選んで数字 を記入）</th><th>現場（相談支援） 経験年数</th><th>保有資格等（下記から 選んで数字を記入）</th></tr><tr><th>※複数回答</th><th></th><th>※複数回答</th></tr><tr><td>1</td><td>☐1. 常勤 ☐2. 非常勤</td><td></td><td></td><td>年</td></tr><tr><td>2</td><td>☐1. 常勤 ☐2. 非常勤</td><td></td><td></td><td>年</td></tr><tr><td>3</td><td>☐1. 常勤 ☐2. 非常勤</td><td></td><td></td><td>年</td></tr><tr><td>4</td><td>☐1. 常勤 ☐2. 非常勤</td><td></td><td></td><td>年</td></tr><tr><td>5</td><td>☐1. 常勤 ☐2. 非常勤</td><td></td><td></td><td>年</td></tr></table> 【保有資格等】保有資格等の欄に、以下の数字を選んで記入してください <table><tr><td>☐1. 社会福祉士</td><td>☐2. 精神保健福祉士</td><td>☐3. 保健師</td></tr><tr><td>☐4. 社会福祉主事</td><td>☐5. 介護支援専門員</td><td>☐6. 障害者相談支援専門員</td></tr><tr><td>☐7. 消費生活アドバイザー</td><td>☐8. 消費生活専門相談員</td><td>☐9. ファイナンシャル・プランナー</td></tr><tr><td>☐10. 産業カウンセラー</td><td>☐11. 資金業取扱主任</td><td>☐12. 一般行政職</td></tr><tr><td>☐13. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了</td><td></td><td>☐15. 特になし</td></tr><tr><td>☐14. その他（</td><td></td><td></td></tr></table> 【他事業との兼務】他事業との兼務の欄に、兼務している事業を全て選び、記入してください <table><tr><td>☐1. 自立相談支援事業</td><td>☐2. 就労準備支援事業</td><td>☐3. 生活福祉資金貸付事業</td></tr><tr><td>☐4. 前項 3. 以外の貸付事業</td><td>☐5. 日常生活自立支援事業</td><td>☐6. 消費生活相談事業</td></tr><tr><td>☐7. 多重債務者相談事業</td><td>☐8. その他</td><td></td></tr></table>	管理 者 に お ける 番 号	勤務 形 態	他事業との兼務（下 記から選んで数字 を記入）	現場（相談支援） 経験年数	保有資格等（下記から 選んで数字を記入）	※複数回答		※複数回答	1	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年	2	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年	3	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年	4	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年	5	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年	☐ 1. 社会福祉士	☐ 2. 精神保健福祉士	☐ 3. 保健師	☐ 4. 社会福祉主事	☐ 5. 介護支援専門員	☐ 6. 障害者相談支援専門員	☐ 7. 消費生活アドバイザー	☐ 8. 消費生活専門相談員	☐ 9. ファイナンシャル・プランナー	☐ 10. 産業カウンセラー	☐ 11. 資金業取扱主任	☐ 12. 一般行政職	☐ 13. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了		☐ 15. 特になし	☐ 14. その他（			☐ 1. 自立相談支援事業	☐ 2. 就労準備支援事業	☐ 3. 生活福祉資金貸付事業	☐ 4. 前項 3. 以外の貸付事業	☐ 5. 日常生活自立支援事業	☐ 6. 消費生活相談事業	☐ 7. 多重債務者相談事業	☐ 8. その他	
管理 者 に お ける 番 号	勤務 形 態			他事業との兼務（下 記から選んで数字 を記入）	現場（相談支援） 経験年数	保有資格等（下記から 選んで数字を記入）																																																							
		※複数回答		※複数回答																																																									
1	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年																																																									
2	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年																																																									
3	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年																																																									
4	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年																																																									
5	☐ 1. 常勤 ☐ 2. 非常勤			年																																																									
☐ 1. 社会福祉士	☐ 2. 精神保健福祉士	☐ 3. 保健師																																																											
☐ 4. 社会福祉主事	☐ 5. 介護支援専門員	☐ 6. 障害者相談支援専門員																																																											
☐ 7. 消費生活アドバイザー	☐ 8. 消費生活専門相談員	☐ 9. ファイナンシャル・プランナー																																																											
☐ 10. 産業カウンセラー	☐ 11. 資金業取扱主任	☐ 12. 一般行政職																																																											
☐ 13. 多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修修了		☐ 15. 特になし																																																											
☐ 14. その他（																																																													
☐ 1. 自立相談支援事業	☐ 2. 就労準備支援事業	☐ 3. 生活福祉資金貸付事業																																																											
☐ 4. 前項 3. 以外の貸付事業	☐ 5. 日常生活自立支援事業	☐ 6. 消費生活相談事業																																																											
☐ 7. 多重債務者相談事業	☐ 8. その他																																																												
24. 課題や疑義 (日本総研作成)	家計相談支援事業の実施を通して明らかになった運営上の課題や疑義等があればご記入ください。（例：運営方法、実施体制、他事業・関係機関等との連携、人材育成・研修等） 																																																												

【参考資料5】モデル地区実施参考資料

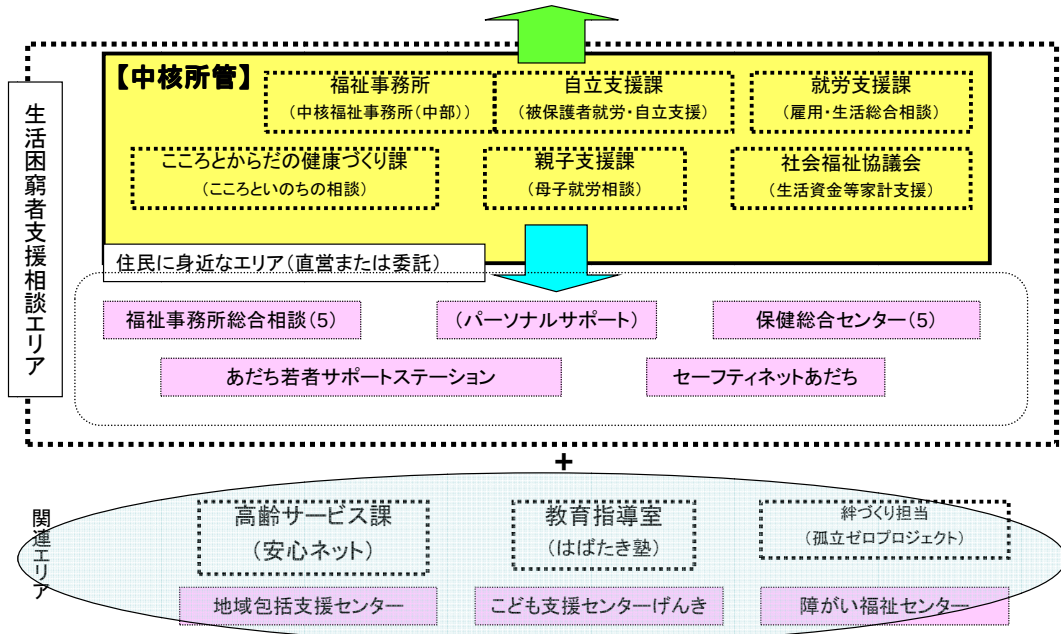
足立区

足立区版生活困窮者自立促進支援モデル事業スキーム

～ 既存の相談機能を活用した体制づくり ～

- 関係担当課の横断的連携による支援体制を構築する
- 各拠点は直営（必要に応じて民間（事業者・NPO）に委託）

足立区生活支援ネットワーク会議 兼 支援調整会議



野洲市

野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

- 第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。
- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
 - (2) 啓発活動に関すること。
 - (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

（組織）

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 1 委員長は、市民部長をもって充てる。
 - 2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。
- 1 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（情報の管理）

第5条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

（部会）

- 第6条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。
- (1) 多重債務対策連絡部会
 - (2) 自殺防止対策連絡部会
 - (3) 人権対策連絡部会
 - 2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。
 - 3 第4条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
 - 4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

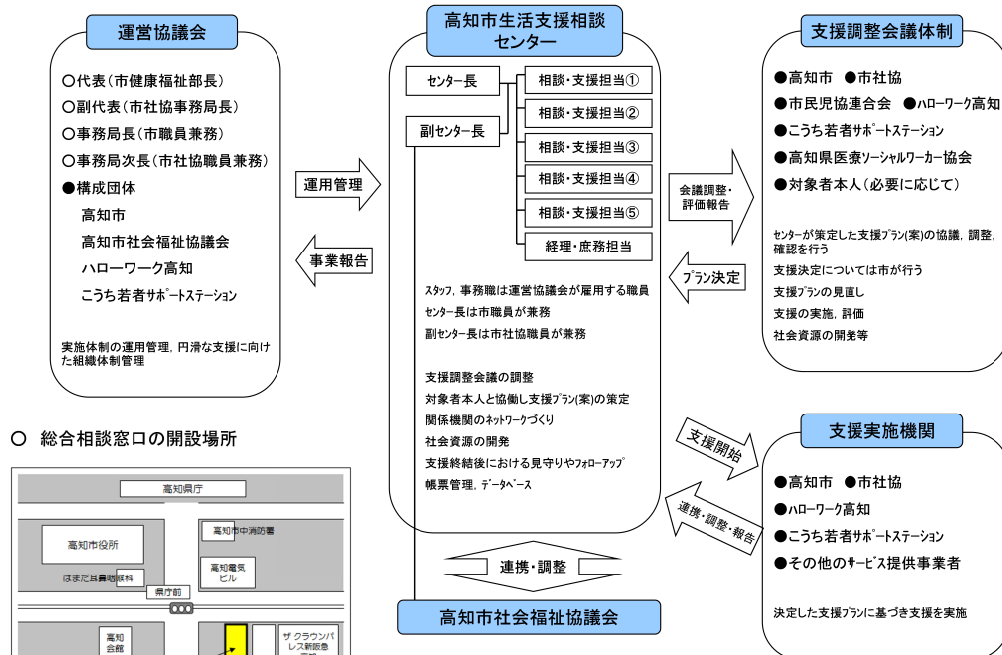
付 則（略）

別表(第3条関係)

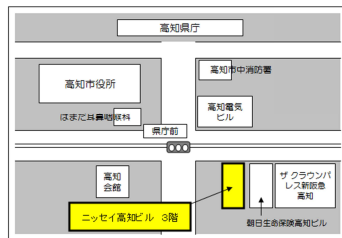
政策調整部 企画調整課職員
総務部 人事課職員
総務部 人権施策推進課職員
総務部 人権センター職員
総務部 野洲地域総合センター職員
総務部 市民交流センター職員
総務部 税務課職員
市民部 生活安全課職員
市民部 協働推進課職員
市民部 市民生活相談課職員
健康福祉部 社会福祉課職員
健康福祉部 障がい者自立支援課職員
健康福祉部 地域生活支援室職員
健康福祉部 子ども課職員
健康福祉部 子育て家庭支援課職員
健康福祉部 家庭児童相談室職員
健康福祉部 高齢福祉課職員
健康福祉部 健康推進課職員
健康福祉部 保険年金課職員
都市建設部 住宅課職員
環境経済部 環境課職員
環境経済部 商工観光課職員
環境経済部 上下水道課職員
教育委員会 教育総務課職員
教育委員会 学校教育課職員
教育委員会 人権教育課職員
教育委員会 生涯学習スポーツ課職員
野洲市地域包括支援センター職員
野洲市子育て支援センター職員
ふれあい教育相談センター職員
野洲市発達支援センター職員

※ 平成25年8月2日モデル事業担当者連絡会議・野洲市説明資料から抜粋・一部改変

【高知市】総合相談窓口の運営体制



○ 総合相談窓口の開設場所



1

グッジョブセンターおきなわ

グッジョブセンターおきなわ 検索

生活から就職までをワンストップでサポート!

皆様の「働きたい」「雇用したい」を応援します。
求職者、中高年求職者、子育て中の方、高齢求職者など、
ずいぶんの方や生活に不安を抱える方、さらには事業
主の方をサポートします。どうぞお
気軽にご相談ください。

グッジョブセンターおきなわ サービスの流れ

初回相談(インテーク) 初めての方は初回無料にお越しください。
紹介受付で相談員と面接をさせていただきます。

それぞれの窓口へ案内 課題解決のために最適な支援機関を紹介いたします。
※入居相談は必ず支援機関へ案内する場合があります。

【グッジョブセンターおきなわの役割】
求職、求職支援、就業支援が一貫して、求職者や事業主のニーズに合わせたサービスを提供し、沖縄県の雇用
機会の創出を促進することを目的としています。

グッジョブセンターおきなわ支援内容

①総合受付・初回相談窓口(☎865-5006)
●初回相談・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

②ハローワーク(☎860-9530)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

③女性・子育て就労支援コーナー(☎860-9530)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

④事業主向け就労相談(☎941-2044)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

⑤就職・生活支援パーソナルサポートセンター(☎865-5003)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

⑥沖縄県キャリアセンター(☎865-5465)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

⑦ジョブカフェ(☎866-5465)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

⑧労働福祉 就労サポートセンター(☎860-7845)
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付
●求職者登録・受付

出張相談窓口開設

⑨どこでもサービスが受けられる場所か?
A. 求職者登録・受付
B. 求職者登録・受付
C. 求職者登録・受付

⑩利用するにあたっての注意点はありますか?
A. 求職者登録・受付
B. 求職者登録・受付
C. 求職者登録・受付

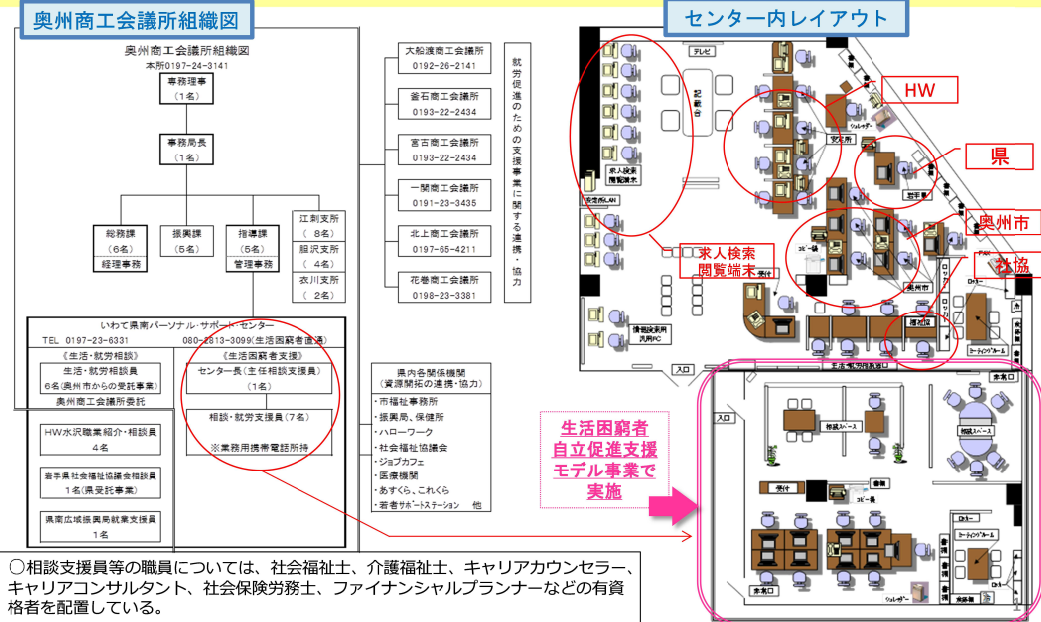
⑪利用するにあたっての注意点はありますか?
A. 求職者登録・受付
B. 求職者登録・受付
C. 求職者登録・受付

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土・日、祝日、年末年始除く)
電話番号 tel. 098-865-5006
〒900-0021 沖縄県那覇市 1-15-10
※お問い合わせは、お電話またはお問い合わせフォームからお願いいたします。

岩手県

【岩手県】いわてパーソナル・サポート・センターの体制図(改)

○自立相談支援事業を奥州商工会議所に委託。※奥州商工会議所はこれまでパーソナル・サポート・サービス事業を実施してきた実績をもつ。
○県とハローワーク(HW)との一体的実施の協定締結、奥州市の緊急雇用創出事業の活用など、既存の取組とモデル事業との連携を図っており、センター内には自立相談支援事業の相談支援員のほか、HWや社会福祉協議会の職員も配置。これにより、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネート。

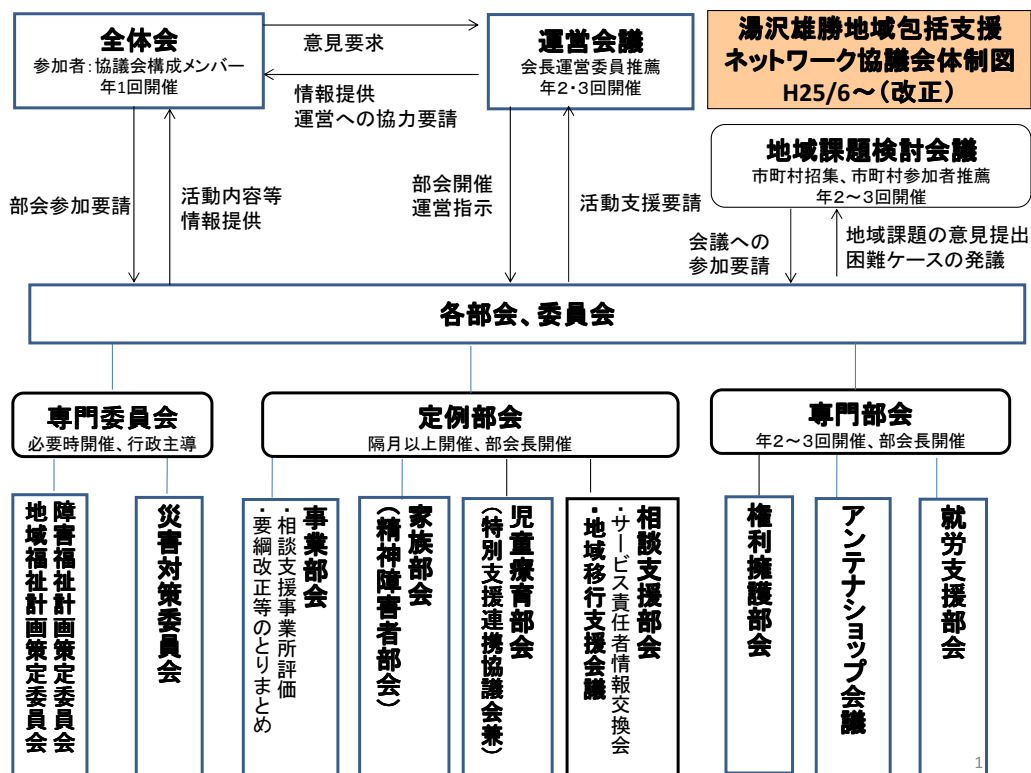


長野県

【長野県】パーソナル・サポート・モデル事業連絡会参集团体・機関 (2013年7月1日)

分野	国関係機関	県関係機関	市町村関係	社会福祉関係団体	経営者団体	関係団体	PS事業支援ネットワーク団体	県労協関係
県連絡会	長野労働局職業安定課 長野公共職業安定所	長野県企画部 人権・男女共同参画課、消費生活監、県民協働・NPO課、次世代サポート課 長野県総務部税務課 長野県健康福祉部 健康福祉政策課、地域福祉課、健康長寿課、介護支援室、障害者支援課、こども・家庭課 長野県労働部 労働雇用課、人材育成課 長野県観光部国際課 長野県建設部住宅課 長野県精神保健福祉センター	長野市産業政策課 長野市厚生課 松本市労働課 松本市障害者・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県社会福祉協議会 長野県児童委員協議会 松本市労働者協議会 長野県障害者・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 長野県NPOセンター 生活底上げ実現長野県連絡会	(株)コミュニケーションズ・アイ 企業協賛 労働協会の反貧困ネットワーク信州	労働協政策委員会 長野県暮らしサポートセンター
長野地域連絡会	長野公共職業安定所 長野障害者職業センター	長野県北信労働事務所 長野県長野地方事務所 商工観光課 長野県健康福祉部 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 長野市保健所 (長野市、須坂市、千曲市)	市町村社会福祉協議会 (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 (長野市、須坂市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 長野県障害者総合支援センター 長野県NPOセンター 社団法人長野県社会福祉士会	労働組合LOCCながの NPO法人ホットラインながの 長野県高齢者生活協同組合 ながのこもろの会 反貧困ネットワーク長野 NPO法人てくてく NPO法人エリヤネット更埴	地区労働協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
松本地域連絡会	松本公共職業安定所	長野県北信労働事務所 長野県松本地方事務所 商工観光課 長野県健康福祉部 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (松本市、塩尻市、安曇野市)	市町村社会福祉協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市) 市町村民生児童委員協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 松本圏域障害者総合相談支援センター	おしり若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 松本圏域障害者総合相談支援センター	生存を支える会 NPO法人ユニオンサポートセンター NPO法人ジョイフル SOSネットワークすわ NPO法人キャリアサポート NPO法人てくてく NPO法人夢トライエ	地区労働協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
上田地域連絡会	上田公共職業安定所	長野県東信労働事務所 長野県上小地方事務所 商工観光課 長野県健康福祉部 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (上田市、東御市)	市町村社会福祉協議会 (上田市、東御市、小諸市) 市町村民生児童委員協議会 (上田市、東御市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	若者サポートステーション・シナノ 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 上小圏域障害者総合支援センター 佐久障害者相談支援センター	SOSネットワーク 反貧困・ひたまりネット 佐久こどもサポートセンター NPO法人待望スクオアラ・今人	地区労働協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
飯田地域連絡会	飯田公共職業安定所	長野県南信労働事務所 長野県下伊那地方事務所 商工観光課 長野県健康福祉部 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (飯田市)	市町村社会福祉協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市) 市町村民生児童委員協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 飯田圏域障害者総合支援センター 上伊那圏域障害者総合支援センター	SOSネットワーク(上伊那) NPO法人キャリアサポート NPO法人くぐりぬが NPO法人いんてん元気塾 NPO法人生活応援ネットワーク 一般社団法人南信州ここに	地区労働協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター

※ 第1回関東・信越ブロック「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当者会議(平成25年9月3日開催)における長野県提出資料を基に作成。



※ 平成25年8月2日モデル事業担当者連絡会議・湯沢市説明資料から抜粋

【参考資料6】本報告書での用語について

【あ行】	
□アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。 一般的には、潜在的なサービス利用者の把握から出張サービスの提供など幅広い場合に用いられる。なお、本手引では、アウトリーチについては、主に第Ⅲ章「4. 把握・アウトリーチ」の項目で触れており、他機関との連携により対象者を把握することも含めて整理している。
□アセスメント	生活困窮に陥っている状況を包括的に把握し、その中で対応すべき課題を適切にとらえ、ときには家族等の関係者の話、支援員による直接的な働きかけにより引き出された反応や観察された状況等も考慮しながら、客観的に背景・要因等を分析し、解決の方向を見定めること。 アセスメントは相談支援を進める上で最も重要であり、適切なアセスメントにより表面的な課題にのみ対応するのではなく本質的な課題解決を目指す。また、アセスメントは支援プロセスの一つであり、相談受付の時点から終結までの全てのプロセスに関係するものである。
□インテーク	相談者の相談内容や主訴の背景にある問題を把握するために、相談員が積極的、能動的に働きかける初回の面接を指す。支援員の役割や今後の支援の進め方を理解してもらう場でもあり、信頼関係を築く相談支援の最初の段階。 本手引では、初期の面談段階を「包括的な相談受付」として整理しており、「インテーク」という言葉は文中では使用していない。ただし、引用している「アセスメン・プランシート」の一部として「インテーク」の言葉として使用している。
□エンパワメント	アセスメントから相談支援を通じて、本人が自らの意思で行動することができるようになっていくこと。または、本人がそうした力を持つようになること。
【か行】	
□関係機関・関係者	生活困窮者自立支援制度の全般に関係する機関・者であって、自治体や自立相談支援機関とネットワークを構築し、各種の取組を行うことが期待される機関・者のこと。
【さ行】	
□サービス	直接の支援や対応を指している。
□サービス提供事業者・サービス提供者	個別のプランに基づき、生活困窮者に直接的に支援・サービスを行う機関・者のこと。 「関係機関・関係者」の概念に含まれ、文脈に応じて使い分けている。
□支援	直接・間接の対応や、サービスの提供を指している。
□支援員	自立相談支援事業に従事する者で、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種がある。
□支援決定	個々のプランに盛り込むことが適切かを検討し、その可否を行政とし

	て決定すること。 支援決定が必要なサービス・事業は、住居確保給付金、一時生活支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業である。
□支援調整会議	支援員と本人が協働で作成したプランが、本人の状態に応じて適切かを合議体形式で判断し、また、<u>プラン</u>に基づくサービス提供機関・者が支援方針、支援内容、役割分担について共通認識を醸成する等を目的に、自立相談支援機関や関係機関・者、行政等の参加により開催する会議。
□自治体	福祉事務所設置自治体。
□スクリーニング	支援員と本人との継続的な関わりやアセスメントを通じて把握される本人の状況やその背景要因に基づき、自立相談支援機関で相談支援を継続するか、あるいは、複合的な課題が解きほぐされたため他の関係機関で支援するか等、本人に対しての対応の方針を判断すること。
【た行】	
□チーム支援	個々の生活困窮者に対応して、本人を中心に他機関にわたる支援者がチームとして一体的なサービスを提供すること。 チームによる支援は、アセスメントの段階から開始される場合もあり、アセスメントを進めていく段階で支援者が増えることもある。プラン策定によって、支援の方向を共通認識し、本人の目標に向け、各自の役割を果たしていく。時に、多様な機関が関わるため、相談支援員は自らもサービスを提供しつつチームをまとめる「司令塔」となる。
□つなぐ	本手引きでは、大きく 2 つの意味で用いている。一つは、振り分けやスクリーニングの結果「他の制度の相談支援機関につなぐ」場合。もう一つは、プランとして「地域の社会資源につなぐ」場合。 ①「他の相談支援機関につなぐ」場合は、必要に応じて、その後、新たな困窮問題が発生していないか確認し、問題が発生している場合は改めて相談を受ける（もどす）ことを想定している。 ②「地域の社会資源につなぐ」場合は、プラン策定を経て、モニタリングの対象になり、適切な支援となっているか、本人の目標達成に向っているか確認することを想定している。
【は行】	
□プラン	相談支援員が本人と協働で作成する自立支援計画のこと。本人が「解決したい課題」と「長期目標」「短期目標」を整理し、その上で、目標達成にむけ「本人の行動や支援者の行動（サービス内容）」を整理する。
□プラン評価	プランの目標とした期限に、主に目標達成の確認を行い、達成された要因、目標が達成されていない要因を把握し、支援調整会議においてプランを評価する。その結果、再プランを策定するか、支援を終結するか等を決定する。
□振り分け	生活困窮者から相談を受け、包括的に状況を把握し、相談内容と本人の状況等から、初期の段階において、自立相談支援機関で相談支援を開始するか、他の関係機関につなぐか等を判断すること。他の機関に振り分ける場合も、その後適切に対応されているか確認することが必要

□法	生活困窮者自立支援法のこと。
□法に基づく事業・法定サービス	①自立相談支援事業、②住居確保給付金、③就労準備支援事業、④就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）、⑤一時的な生活支援事業、⑥家計相談支援事業、⑦学習支援事業等
【ま行】 モニタリング	策定されたプランに基づき、本人の行動や支援サービスが適切に提供されているか、本人が目標に向けて変化しているかを、定期的、または随時、確認すること。

平成 25 年度社会福祉推進事業
相談支援機関設置・運営指針の作成に関する調査
生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き

平成 26 年 3 月
一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 毎日札幌会館
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105
東京事務所／〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 8 番 2 号 新橋ウエストビル
TEL:03-5472-7337 FAX:03-5472-8330